

参議院建設委員会會議録第三十四号

昭和三十一年六月十一日(木曜日)

午前十時三十九分開会

委員の異動

六月十日

辞任

徳永 正利君

六月十一日

辞任

松野 孝一君

岩沢 忠恭君

補欠選任

松野 孝一君

補欠選任

天竺 良吉君

北畠 教真君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

衆議院議員

政府委員

経済企画庁総

合開発局長

建設政務次官

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

建設省計画局長 町田 充君

建設省河川局長 畑谷 正実君

建設省道路局長 尾之内由紀夫君

事務局側

常任委員 中島 博君

会専門員

本日

の会議に付した案件

○派遣委員の報告

○河川法案(内閣提出、衆議院送付)

○河川法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○奥地等産業開発道路整備臨時措置法案(衆議院提出)

○土地収用法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(安田敏雄君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の結果を御報告いたします。

本日は、初めに派遣委員の報告を聴取いたし、河川法案、同施行法案の質疑を行ないます。次に、奥地等産業開発道路整備臨時措置法案の提案理由の説明を聴取いたし、質疑を行なう予定です。後、引き続き、討論採決を行なう予定です。次に、土地収用法等の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。

以上が理事打ち合わせの結果の報告でございます。

○委員長(安田敏雄君) それでは、これより、本日の議事に入ります。

派遣委員の報告に関する件を議題と

いたします。

先般、当委員会が河川法案、同施行法案の審査に資するため行ないました河川の管理及び水利その他の実情調査のための委員派遣について、派遣委員から御報告を願います。田中君

○田中一君 私は、北村前委員長、村上春蔵、田上両委員とともに、五月二十九日から六月一日まで、四日間の日程によりまして、河川法案及び同施行法案の審査に資するため、福岡及び熊本両市において、現行河川法の直接の河川管理者であります知事をはじめ、市町村長及び水利関係者等から、両法案に対する意見を聴取いたしました。以下、その概略を御報告申し上げます。

まず、福岡市におきましては、二十九日午後一時から四時過ぎまでの約三時間にわたって、九名の代表から意見の開陳等を願ったのであります。

福岡県知事は所用のため、土木部長が出席いたしましたのでありますが、知事との意見調整が十分に行なわれていないようであり、かつ、別の機会に出席するということでありましたので、別途、知事の陳述を願うこととし、また、大分県知事は出張不在につき、河川課長が代理し、北九州市市長の代理として建設局長、筑後川関係市町村長として大分県日田市市長、佐賀県鳥栖市長、筑後川改修期成同盟会代表として小郡町長、さらに、利水関係として、床島堰土地改良区理事長、九州電力株式会社及び八幡製鉄株式会社それぞれ

の代表者でありました。

また、熊本市においては、三十日午後一時から四時過ぎまで約三時間にわたって、次に申し上げます十名の代表から意見の開陳等を願ったのであります。

地元の熊本県知事をはじめ、佐賀県は副知事、宮崎、鹿児島両県は土木部長が代理し、球磨川及び緑川改修期成同盟会代表として、人吉市長及び甲佐町長、また、熊本県の河川上流域に所在する市町村代表として、相良村長、利水関係からは、球磨川北岸土地改良区理事長、新日本窒素肥料水俣工場及び十倉製紙八代工場のそれぞれ代表者であります。

この両市における意見聴取会におきます主要な点については、お手元に、その要旨について取りまとめておりますので、ごく簡単に申し述べ、なお、足らざる点については、出席された委員から付言されると考えます。あらかじめ御了承願います。

まず最初に、現行の河川法の河川管理者であります知事側の意見を総合いたします。昨年、建設省が立案いたしました河川法改正要綱案に対しては、改正の必要性は一応認められるが、その方法及び内容について、一部反対意見を提唱されていたのであります。が、今回の両法案に対しては、明確に反対意見を述べられた方はなかったものであります。これは、建設省当初案に比較して、関係各省間の調整を通じ、あるいは、さきの国会にお

ける衆議院の修正及び決議等も取り入れられ成案されたもので、おおむね賛成であるということでありまして、しかし、法案の内容につきましましては、まだ、若干、疑問を残しているように考えられました。この点は、市町村長及び利水関係者とも、大体同様であったように思われます。

すなわち、政令、省令等の内容が不明である点から発言せられた意見として、法第四条の規定する、建設大臣が関係都道府県知事の意見を聞く場合、いかなる範囲あるいは限度まで意見を聞き、かつ、尊重するのであるかという点のほか、第六十三条の規定と関連して、多目的ダム建設の場合に、その維持管理費の負担制度として、上流県、すなわち、ダム設置府県のみに費用負担を課することなく、下流県、すなわち、受益府県も、受益限度において、それぞれ費用負担する制度を、建設費の場合における受益者負担制度と同様に制度化する必要も考えらるべきである。また、第五十三条の規定による、渇水時における水利利用の調整に關し、公共の利益に重大な支障を及ぼす緊急時の水利利用の調整については、水利利用者の尊重は当然であるが、協議等の場において、河川管理者、あるいは地方行政を執行し、地域住民に対する都道府県知事の立場から、あつせんまたは調停だけにとまらず、裁定まで行なうことができるようにすべきではなからうか。また、一級河川の指定等から河川行政に対し

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

て、治水、利水を通じ、国の積極的な施策と実行が必要であり、利水に関しては、地元と密接不可分な関係を有するという点を十分考慮せられるべきである等でありました。

の損失補償金の供託制度の採用等については、不当な補償要求等の幣害緩和から、利水行政処分の円滑化という面から妥当であるとの意見も述べられ、また、本法案の運用に当たって、政令事項中、特に一級河川の認定、一級河川で都道府県知事に管理委任部分の指定区間、法第二十六条の許可を受けて設置するダム、堤防その他主要なものの構造について、河川管理上必要とされる技術的基準、流水占用料の額、基準徴収に関する必要事項等については、利水関係各省との調整により、十分考慮すべきであり、また、他の利水関係者からは、手続関係、河川の敷地の私権に關しての明確化等についてであります。

すなわち、河川行政は、地元、地域住民との関係において密接不可分の利害を有するという立場から、特に水利使用の調整等の具体的問題については、地元の意向を十分尊重せられることはもちろんのこと、関係都道府県知事の意見は、あくまで尊重せられること、また、河川審議会委員の構成は、治水に偏しないよう人選すべきである。特に河川管理の点から、最近の砂利採取に対する措置についてであります。この砂利採取は、橋梁、せき等農業用施設に異常な支障を及ぼし、災害を誘発するまでに乱掘せられ、これに対する規制の強化が必要であると強調せられ、さらに、治水事業については、国の積極的施策が必要であり、ために国庫補助制に対しても、昭和四十四年度までの時限的措置にとどまらず恒久的補助制にすべきであるというのであります。

また、意見の陳述後、各発言者との間に質問形式によって応答が行なわれたのであります。その中の主要な点を申し上げます。

第一点として、慣行的な既得水利権の調整並びに河川の台帳の調製についてであります。大分県は、現在公共事業等の実施に伴って、これらの水利権は調整していく段階であり、また、河川の台帳は、現在きわめて不備不完全であるので、本法施行において、既得の水利権の実体を明確に把握し調製していくと言明いたしております。

第二点、河川敷地における私権の存在と固定資産税の徴収問題についてであります。本問題については、災害の発生した場合等においては、これら民有地に対しては減免措置が講ぜられるが、一般の場合には、固定資産税が課せられ徴収されている。

第三点として、農業水利権の問題について、昭和三十三年の農林白書、また、昭和三十八年三月の行政管理庁の勧告に基づいて質疑応答があったのであります。

以上が概要であります。結論といたしましては、両法案に対しては、おおむね賛成であり、一級河川の指定に關しましては、深い関心を持っているということでありました。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(安田敏雄君) ただいまの田中君の御報告に対し、御質疑の方は、この際御発言をいただきたいと思ひます。――別に御発言もないようでございますので、派遣委員の報告は、これをもって終了いたします。

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(安田敏雄君) 次に、河川法案及び河川法施行法案を議題といたします。

○田上松衛君 この法案については、すでに衆議院でも七回、しかも、非常に長い時間を使って審議されておられるのであります。私は、その中にかわされた幾多の質疑応答、これを通じてわれわれがいままで考えておったことがほとんど言い尽くされておるといふことで、まあ、大体において疑点とすると、これは解消されたような気が実はしておるわけですが、いろいろ質疑しておったけれども、本委員会でもう十分論議されておるのであります。これ以上質疑する必要はない段階にまできていると思ひます。ただし、この際、ちょっと局長にお願いしておきたいことは、河川局長も九州地方に一緒に関係者の意見を聞きに同道されたわけでありまして、十分おわかりと思うのですが、こゝへ文書でもって出されたところの「河川法案及び同施行法案に關する九州地方における関係者の意見」の中で、十六ページを「この小の項目で(一)、一級河川となる場合を想定し、現在河川を管理している職員で十分管理を執行することが可能かどうか等について、これに対する向こう側の答へ」といたしまして、「九州地方は現在適用河川が十八河川ある。河川管理に従事する職員は明確に区分し難いが総体的には、福岡県においては五十名、大分県においては、河川、道路等兼従しているの区分し難いが、河川監視員としては現在六名である」とこれは大分県の場合、「従って、河川台帳調製等に対しては、国庫の助成措置を要望する」という大分県側の要望があったわけですが、このことについて、政府のほうではすでに何か御考慮されたか、あるいは今後する意図であるかどうか。短い時間でされたのですから一般には要領を得ないかもしれぬが、少なくとも、さき申し上げたように、河川局長は一緒に行かれたので、おおよそこの点については何かの見通しをおつけになったと思ひます。が、これについてお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(畑谷正実君) お話の一級河川になりますと、これが建設大臣の管理下になりまして、そのために必要な管理職員の充実あるいは機構の整備、こういうことが当然行なわれるわけでございます。私ども、一級河川が何本になるかという推定は、ここであつたかと思われるのであります。が、少なくともこの河川法が施行される場合に、現在の直轄区域内における一級河川については、これは建設大臣が直接管理をする、こういうことにならうかと思ひます。それに対する人員あるいは機構の配置がございまして、現在でも、この一級直轄河川区域における管理のいわゆる事務的な処理につきましては、御承知のとおり、管理権は知事にございまして、それを執行する場合に、直轄事業との支障のないように、河川管理上あるいは河川の流水に支障のないような点についての合議、協議事項がございまして、それに対する管理部門――それに対する仕事をしているわけでありまして。今回改まりまして、それ以外に完全にこちらのほうで実質的に許可をするという事態になります。そういう点につきまして、私ども、大体の人員を想定いたしましてそれに対応するいわゆる人員の配置というものを考えております。それで、いま私どもが考えております問題は、現在の事務所、それにおける仕事の配分あるいは組織の編成といひます。合理化をはかりまして、御承知のとおり、事務所の統合ということを考えてまして、したがって、こういう合理化をしました職員と、今度新しく入ってまいります一級河川の管理部門の職についてもらう者、大体推定いたしましたおそく約一千人――全

地建を通じまして一千人近いいわゆる
河川管理の職員が必要になってくると
いうことを考えまして、これに対応す
るような動作を検討中でございます。
来年の四月一日から施行される面にお
いては、そういうような体制のもとに
できるというように考えております。

〔委員長退席、理事稲浦鹿藏君着
席〕

○田上松衛君 国が管理する場合の
は、いまの御説明でよくわかりまし
た。これ以下の中小河川等につきまし
て都道府県が管理しなければならな
い場合における、特にこの河川台帳の調
製という問題については、これは
は並みだいたいものではないだろう
と思ひますが、これに対しては、国み
ずからやるということにはこれはな
らぬだろう。おそらく、そこに同じよ
うな経済的な大きな悩みというものが
実際上の問題としてあらうと思ひま
す。これに対処する方途と申します
か、そういうものをどういうぐあいに
お考えになっておりますか。

○政府委員(畑谷正実君) 一、二級河
川の管理部門については、現在も県知
事さんがやっておりますから、それ
に対応するものはそれでいいと思ひま
すが、いまお話しのとおり、台帳の整
備の問題がございます。これは現行の
河川法における台帳は、確かに、いろ
いろ前から御指摘のとおり、非常に不
備といえますが、十分に備わっており
ません。しかしながら、今度の新しい
河川法によりまして河川敷内の私権と
いうものが、いままでと違ひまして認
められていくという関係から、今後台
帳整備におきましては、いままでの台
帳と違ひまして、いわゆる私権を抹殺

されるための公証性のある、非常に
調査を十分にいたしまして、一般の人
たちに対してそれがいわゆる公証性の
あるというような台帳の組織でなく、
現在の実際のあるままの河川の姿をそ
のまま台帳の図面として、台帳の帳面に
載せるというところでございしますか
ら、今後の新しい河川法による台帳の
整備というものは、比較的楽という
おかしなこともありませんが、現在のよ
うな河川台帳と違ひたいわゆる普通の
測量調査というところで実施できるとい
うふうな考えでおります。ただ、それ
に従います予算その他の措置はもちろ
んございしますが、これはやはり一応管
理者として管理の実質的な面から当然
それはいろいろ台帳の整備のために努
力してもらう、こういうふうな考え方
なのであります。

○田上松衛君 大体の考え方としては
けっこうだろうと思ひます。ただ、
いま憂へます問題は、とかく法はひ
とつの何かビジョンをもつて書かれる
場合が多いのです。実施にあたって一
番困る問題は、その底にひそんでおり
ますところの問題解決、この点が大事
だと思ひます。十分そのことは、今後
地方に非常に無理なことをしないよう
に、国が十分これに対してのしかる
べき協力補助、こういうような点につ
いて一段の御考慮をお願いしておき
たい。これは希望として申し上げてお
きます。

それから引き続き、問題は違ひま
するが、これも現在どこでも言われま
すいわゆる私権の侵害というところが問題
になるわけでありまして、当面してお
る問題は、下笠ダムに関連すること
が、一昨日の毎日新聞の記事の中に

ておりますことは、建設大臣が九州地
建に対して、下笠ダムに強制執行をや
ることのために、その代執行の命令を
出したという記事が載つておるわけで
あります。これについては、当該地主
と国との間で、いわゆる蜂ノ巣城攻防
戦として、これは世間の大きな注目を
引いたわけなのであります。このこ
とにかんがみて、社会党の成田書記
長、総評の太田議長らは、当日午前十
時半に河野建設大臣と会つて、強制執
行に反対の申し入れをした。建設大臣
は、政府の方針を説明して、代執行の
命令は出すけれども、作業に實際に取
りかかるまでには五日間の猶予期間を
置くので、もし代案があつたならばその
代案を持つてきてほしいというふうな
意味のことを言われたというところが報
道されておるわけでありまして。私も、
このことは非常な関心をもちて見てお
るわけなのでございますが、こうした
ことは大臣に聞けばいいんですけれど
も、時間の関係で、知つておられる範
囲でいいですから、河川局長から教え
ていただければいいと思ひますが、こ
のことのいきさつがどうなつていま
か。引き続き、今度は、この事柄に
対して下笠ダムの反対派が、熊本県に
抗議をしておる。これはその反対派の
弁護士団が強くこれを申し入れて、そ
れで下笠ダム建設のための代執行を九
州地建にやらせることは法律違反であ
ると抗議し、声明や公開質問を出し
た。なお三日に、熊本地方裁判所が下
したところのいわゆる地主である室原氏
らのこの申請にかかるところの取用裁
決処分執行停止申請に関する却下を
やつたのだが、その決定に対して、弁
護士団のほうでは、抗告期間ぎりぎり

の十日、すなわち、きのうの午後一時
半熊本地裁でたぐさんの弁護士団、こ
れは十一人の弁護士ですか、これを代
理として福岡高裁へ即時抗告の手段を
とつたというところが報道されているわ
けです。これらの実情を御承知である
かどうかということ、差しつかえな
い範囲で、これがどういうぐあいに
なるかという見通しなりをお聞きした
いと、こう思ひます。こういうことを
申し上げることは、とかくそういうよ
うな問題が今度は広範囲にいろいろ懸
念されてないわけではないわけであ
りまして、こういう問題をやはり的確
にわれわれはつかんでおることが必要
だ、そのことは本法をほんとうに実施
せしめるということに対する政府の熱
意いかんにも関連するので、あえてお
聞きするわけです。差しつかえない限
りでけっこうですから、お聞かせ願ひ
たいと思ひます。

〔理事稲浦鹿藏君退席、委員長着
席〕

○政府委員(畑谷正実君) 下笠・松原
ダムの問題については、すでに六年前
からいろいろ問題が出ておりまし
て、いままでの状況については御承知
だと思ひますのでありますが、その結
果、五月五日に土地収用委員会の裁決
がございまして、国の所有になる土地
そのものは国の所有として認める、同
時に、所有になる国の土地の上にある
建物並びに立木については撤去する、
こういうことになつたわけございま
すが、その代執行の令書が出まして、
五月十五日から七月十五日までに代執
行するということになつたわけであ
ります。これにつきましては、県のほう
から地方建設局のほうに、この代執行

の依頼がございまして、私のほうはそ
の委託を受けてその執行をするとい
うことになつております。したがいまし
て、これを五月十五日から七月十五日
の間に、土地収用委員会の裁決
によりまして代執行をやるということ
は、これは、いままでのいろいろな話
し合いのいきさつから、どうしても御
承知にならない、したがいまして、法
のもとにそういうことをやるというこ
とになつておつたのであります。

そういうような状況で五月十五日を
迎えたわけでございますが、私どもと
いたしまして、最後の全然話がつ
かないから、法のもとにこれをやる
といひまして、やはりそこには非常に
大きな、執行をやるということになり
ますと、室原さんのほうもいろいろな
人を動員しまして、それに抵抗する
といひますか、それに実力でさせない
といふような状況でもございします
から、慎重に慎重をかまえてやるとい
ふこと、時日をいままで経過してき
たわけでございますが、これは大臣のお話
でございしますが、大臣も最終的に何
とか話し合いがつくといひますか、い
ろいろなそういうような、いわゆる強
制的に執行する、無理やりにするとい
ふことのないように、何とかうまく
いふように、いろいろな手を尽
くされてこられたことが、一昨日話
が出たわけでございます。それからま
た、室原さんの家族の方々、あるいは
関係の県の方々、議長さん方、いろ
いろの人が最終的にいろいろな話し合
ひの持ち寄りというものを考えにな
り、いろいろな手を尽くされたよう
でございますが、その結果は、いずれも
そういうことができないという見通し

です。私は、やはり建設省もちゃんと、代替地はこういたしますとか、今後の生活についてはこういたしますとかということも、宣伝だけではなくて、ちゃんと天下にわかるようにしなければならぬと思うのですが、ほんとうに具体案はないのですか。

○政府委員(畑谷正実君) 御承知のとおりに、もうすでに水没地に対する用地買収は相当進んでおりまして、その

半分以上が御承諾を得て、手続をしているわけでございますが、それぞれの村、あるいはそれぞれの家庭において、いろいろそういうような個々の面についての問題はそれぞれあると思います。これらについては、いまお話ししたとおりの、そういうような原則的な考え方でお話し合いもし、それがまとまりまして、そういう補償の問題が解決しているわけでございます。いまお話しした点は、全体としてダム工事ができた場合にどういうふうになるかという問題については、これはそういう全体的なお話し合いの上で提示いたしまして、その交渉のもとに進んでいるわけでございます。

○小柳勇君　いまの問題が、まず第一に皆さん納得しないでしょう。私もそ

それはその答弁しや納得しませんが、それから第二点は、治水ダムとして建設するには不適當であるという理屈が堂々と通っているわけです。そういうものに對して、いわゆる技術的にこれは治水ダムとして完全にりっぱであるというPR、宣伝なども非常に少ないように思うわけです。そういう面について、いままで若干はそれは見ましたけれども、あれだけ流血の惨をも見よとするような問題に對して、ただ強

制執行しますよと、それだけで、あるいは裁判いたしまして、あるいは土地収用委員会ではこういう結論が出ましただけでは納得しないでしょう。そういう技術的な面などで、なぞもつと堂々と論陣を張って説得しようとしたのか、そういう点を御答弁願いた

い。
○政府委員(畑谷正実君) 先ほどは土地収用委員会の裁決を得ましたからというお話でちょっと御疑念があったかと思いますが、いまお話しした技術上のいろいろな問題点、お話しするように、治水ダムをつくるに不適当じゃないかという御議論、それはもうすでに、前からいろいろな議論も承っております。これにつきましては、裁判所にも法廷上の問題として取り上げられまして、私もとしては、いろいろな議論はございまして、技術的に見てこういうところにダムをつくることによつて洪水調節をするのが至当である、また、ダムサイト、ダム地点としても支障がないということでお話を申し上げ、また、そのもとに裁判においてもお互いに論じ合ひまして、その結果現在のような状態になっておるわけでごさいます。私も、決してPRが少くないというのは、役所ですからお和解するまでのそういういろいろな話し合いの場が少ないかもしませんが、私も、あるいはそういうような論争におきまして、十分意を尽くしてお話を申し上げ、納得もしていただいている、こういうふうな考えでおります。
○小柳勇君 まあ、そう考えておられるでしょうが、いま大衆、いわゆる民主団体といわれる人たちは、治水ダム

の目的を達しないのだと堂々と宣伝もして、説得活動もしておるわけですね。私も聞かぬ、あるいは見る範囲内では、建設省が言われるよりも、そういう素朴な訴えのほうがよけいよくわけです。その点で――まあ、私は善意で言っているんですがね。言っているんだが、そういうような説得活動というものがある。それがどうもまだ足らぬように思う。

それから第三点は、この調査団の報告にも出ていますけれども、筑後川の治水計画というものを根本的に検討するならば、たとえば夜明ダムの下などに総合ダムをつくる、あるいは夜明の上のほうにダムをつくって北九州の治水ダムをつくるというようにものも考えられる、それをやれば、無理に下窓でわざわざつくらぬでもいいじゃないかという御議論もあるわけですね。ただ、下窓・松原を何とかしてつくり上げたいということでも徹底的にやっておられるが、筑後川の総合ダムの計画など建設省にあるのかないのか、これを明らかにしていただきたい。
○政府委員(畑谷正実君) 下窓・松原ダムだけを無理にやるといふつもりは私もございませぬ。やはり筑後川全体としてこの川をどうしようかという地点に、どうしようかという修し、それに従つたような仕事をどうするか、いわゆる洪水の疎通の問題、あるいは配分の問題、これを十分検討の上で一応の基本線と定めた線に沿つてやっておるわけでごさいます。御承知のとおり、河川の問題につきましては、二カ所の問題が下流全体にわたる、こういう問題でございまして、この水の配分については、そういう総合的な観点から、こういう点を考えま

してやっておるわけでごさいます。決してその間にございましていろいろあるいはダムの地点におきましても、あるいは配分の問題にしても、いろいろな地点を考へ、議論し、その結果、結論としてこれが一番いいというところでこの基本計画をつくつておると、こういうふうな考えでございまして、あります。

○小柳勇君 筑後川の総合計画の中で、北九州、福岡に対する治水ダムもあつて、つくりたいところかという点を再三申請してあるわけですが、実際検討されておりますか。
○政府委員(畑谷正実君) 私も申し上げては、いま基本調査として調査を実施しておる段階でございまして。
○小柳勇君 下窓の問題が起きてもうすでに六年、さつきお話ししたとおりですが、二十八災のあの非常に大きな災害が、一番大きいだらうと思うのだけれども、その二十八災の災害というものがことし起こらぬとも限らぬわけですよ。あえて下窓・松原を治水ダムとして一生懸命つくりたいとおるが、その二十八災の災害を再び起こさぬということがほんとうのねらいであるとするならば、もう少し積極的な説得方法なり、宣伝活動も必要であらうと思うし、また、二十八災のような被害を起こさぬためには、もう少し下流のほうに総合ダムをつくつてもいいという意見もあるが、そういうものを、ただ調査しておられますだけじゃ、私はどうも説得活動にならぬと思う。これこれ調査いたしますよ、こういう設計をいたしました、これには金がこれだけかかるかと、したがって、下窓・松原を急がなければならぬとか、人の

意見を全然聞かないで、あるいは地元の方の意見を十分聞かないまま、ただ下窓・松原だけに固執して、これが絶対至上命令でありますというふうなやり方を、われわれ現に受けておるわけですが、そういうことだけでは、私は、いわゆる地元民を納得させることができない。また、あとつくれるかもしれない、強制執行するかもしれないが、そのあとに残るものは何か。治水ダムができたから非常にいいということよりも、むしろ国が権力を持つてここにこういうふうなダムをつくつた、それだけしか残らぬと私は思うのだけれど、もう少し広範囲に調査費でも組んで、徹底的にやりますとか、調査いたしまして設計いたしましたか、こうですと、そういうことをやらなければならぬだと思ふが、どうでしょう。

○政府委員(畑谷正実君) いまお話しした二十八年の大災害にかんがみまして、この洪水調節といふ点から、治水根本計画をどういうふうにするかというところを検討の上、現在の計画が立つておるわけでごさいます。
なお、筑後川の治水の問題については、今後、いまの水需要の問題その他いろいろな要請もあつた。また、北九州の開発の点について、そういうような水系あるいは水系以外の大きな治水事業、そういうふうないろいろな面がこれから要請されるわけでありまして、こういう面についての総合的な調査は、またそれとしてやっております。

会社の利益を擁護するためのダムだ、こういう印象が一面に出ておる。あなた方がほんとうに考えておるであろう治水ダムというものは前面に出ておるのですよ。電力を発生するために、いわゆる電力会社を利益するために、治水という名のもとにダムをつくつておる、そういうことが前面に出てきておる。だから説得にどうも納得しないわけですね。いま労働者などもたくさんあつておるが、そういうことが前面に出ておるから、これは階級的にも許せぬ。電力会社のために強制収用して、そうしてここに治水ダムという名で下窓・松原をつくるのだということを言つておる。したがって、私も、ダムのことについては、技術的には十分わからぬけれども、しかし、そういうものを感ずる、われわれも感ずる、そういうことであるのかないのか、それらひとつはつきりしておいてもらいたいと思ふ。

○政府委員(畑谷正実君) 電力のためにダムをつくるという一部の人の御意見も聞いております。しかしながら、先般の、皆さん現地に行かれまして、いろいろな御要望の点につきまして、決して大多数の人はそういうことを私も私は考えておらないと思ひます。二十八年の大災害の結果、洪水をいかにして処置するか、このためにはダムを早くつくつてくれ、こういう御要望が大部分であると、こういうふうな考えです。
○小柳勇君 そうであるならば、そのことをもう少し前面に出して、そうしてたくさんの方があつておるから、立ちかわり調査に行かれますから、わかるようにしなければならぬと思ふ。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(安田敏雄君) 速記を始め
て。
○田中一君 逐条にひとつ入りますか
ら。第四条、五条、一級河川、二級河

又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川」こういうことになっている。したがって、こまかい問題は政令で定められると思うのですが、二級河川との違いは、二級河川には、国土保全上また国民経済上特に重要な水系はないということをしていっているのですか。その点は政令でどういうぐあいに指定されるのですか。どういうケースのものが一級河川だということを示してください。

○政府委員(畑谷正実君) 一級河川になるのは、代表例とすると利根川とか淀川とか、こういうものが一級水系になります。

○田中一君 法律的には、むしろこれはこの法律は全部政令に委任してあるけれども、法律的には、河川の定義がある。一級河川の定義がある、二級河川の定義があるということになっているのです。したがって、現行河川法では、百六本でしかたの河川というものが河川法上の適用河川だということになっている。そうすると、利根川とか淀川ということになると、私どもは、利根川、淀川というところの水利権は、水資源法による指定河川というふうに見ているのです、あそこは。むしろ、その中には防災その他の問題も入っておりますが、指定しておりますね、確かに。たとえば利根川は一級河川であらうけれども、これには水資源開発法で指定している川になってますね、二つの川でいうと。そこで、もう少し具体的に、一級河川はかくかくのものをいうのだというはつきりとしたもの、建設大臣が、国が自分の都合のいいものだけを一級河川にするというのでは困る。それはむしろない

と思う。ただ、都道府県知事が二級河川を指定する場合には、開運する知事または市町村には意見を聞かなければならない。市町村長の意見を聞くときには、議会の承認を得て意見を言うようになっている。この法律では、そうすると、大体どういうものを想定しているのか。一級河川に指定したおぼろげに二級河川だということでもないだろうと思う。やはり河川ごとに、その水系ごとに確固たる信念をもって指定を要請する、都道府県知事もですね。だから、もう少し具体的に、水系でなくて、本数はいいですよ、具体的にいかくのものかこうだということ、法文上から説明してもらえないと困るのです。これは河川法、単なる政治問題でなくとも科学的な国民生活と地域生活と密着したものなんです。むしろ、これには単なる治水という面ばかりでなくて治水という面も相当表に出そうということに立っているのですから、もう少し定義というか、二級河川にしても、ただ単に都道府県知事が自分で決めるとなっている。そこがもし他の行政区域ならばその知事に相談する、したがって、相談された知事も、市町村長の意見を聞いたり、議会の議を経て意見を市町村長が出してくるということになるでしょう、発意というものが。国がこれは二級河川らしいからこれを二級河川にやったらどうだと干渉していけば、そうして知事が二級河川にしようなんというので二級河川の指定をしようという発意を持つのか、あるいは国全体の河川行政、国全体の治水という面から見て、こういうものを国全体の計画としてはこれがあつたということを示そうとするのか、その点が明らかでないのです、この法律では。

○政府委員(畑谷正実君) いまのお話ですけれども、この四条に書いてあります「国土保全上又は国民経済上特に重要な」というものの解釈をどういうふうにするかという問題だと思います。これは、私も、一般的にだれが見てもなるほどこういう河川に当たるとは、河川審議会にかかり、関係都道府県知事の御意見があつて、そういうものが指定されていくというふうな考えでおるわけでございます。これは一般の判断によつて総合的にきめるものというふうな考えをしております。

ただ、そういっても、それじゃ全然基準がないじゃないかといふ事すけれども、ただ、もう少し、そういうようなものを持つてくる場合に、それじゃどういふものがあるのかという事で、これはこの河川法の法体系の基本原則として、やはり公益的な観点によつてもものを見て、そういう公益的な観点から重要なものがどういふ川であるかという一つの考え方、それからその川が流量がどれくらいであるとか、あるいは流域がどれくらいであるとか、あるいはその流域内の開発の状況がどうか、あるいは洪水の頻発する状態がどうかであるとか、水の需要供給のぐあいがどうかであるとかいうようなこととが、一つの目安といふ事か、そういうものはいろいろの面から考えられるかと思いますが、ただ、それじゃ流域が何千平米以上のものが一級水系になるかならないかというような尺度には私はならないと思ひます。だけれども、大体総括しまして、一つのそういう

尺度的な見方は、一つの目安として出てまいりまして、そういうものを集めて、二級というものを指定していく、こういうふうな考えをしております。現行法におきまして、これは公共の利害に重要な関係があるというふうな表現で、一応そういうふうに出してありますが、それはどちらかという、現行法では、公益的な視野というものが非常に少ないわけでございまして、今回の河川法においては、公益的な視野というものが出ております。そういう点で多少ニュアンスはあるかもしれませんが、やはり昔から重要な、あるいは公共の利害に重要な関係があるというふうな川は、現在指定河川になる、あるいはそのうちの特に重要なものにつきましては、建設大臣が直接直轄工事をす

る、こういうような一つのいままでの経過がございまして、やはりそういうようなものの中から一級水系というものは当然出てくるというふうには考えております。

○田中一君 それは、政治の常識というところから出発するのでありまして、うが、しかし、この法律でもって、政令ではおそれるいろいろな意味の条件というものを明らかにするのじやなからうかと思ふのです。その国土保全上重要ということになると、これは全部の河川がそうです。河川は受け身なんです。災害というものをもちます。国土保全上から見た場合には、集中豪雨がその川にくると、一夜にして町村が管理しておる河川でも、地域社会に大きな重要な経済上の異変を生ずるような災害があるわけですが、その場合には、指定していくのだということ

になるのだと思ふのです。受け身である。しかし、それには建設省がいままで――建設省というが、担当行政官庁が長年の経験があるから、常識上とか、みんなが納得すればという表現をするけれども、やはりはつきりしたものがないといふかと思ふのです。というの、このような公共事業というものは、これがすべて政治性によつて判断される傾きがたつてあるのです。ある有力の大臣が自分の選挙区の河川をまずしようとかんとかいふことがあり得るのです。いわゆる国民の名において、政治家が自分の政治的野心というものを満足させるために悪い行政をするという点があるのです。やはりこういう問題は、なるほど利根川というものは二級河川とは考えないで、利根川、江戸川というものの長さというものと、あるいは、その他利水の点とかいふものは、これは説明しなくても常識でわかる、こう言うのですけれども、しかし、そうでない微妙なものがある。一級河川、次に二級河川を都道府県知事が指定する場合に、どういふことになるか。たとえば現行の河川法によつても、山形県の最上川の流域にいた人が大臣になると、その大臣の選挙区だけけりばな築堤がでさう上がる。道路がでさう上がる。建設大臣の権限をもつてものをやろうとする。悪い政治に悪用される形が出るのです。これは、いま言うとおりの、われわれは、本来ならば法律でもっときめてくれと言いたいけれども、この河川法ではそれをいってない。行政面にまかしてくれと、行政に對する委任事項になっているわけですから、そうすると、これが指定という

なるのだと思ふのです。受け身である。しかし、それには建設省がいままで――建設省というが、担当行政官庁が長年の経験があるから、常識上とか、みんなが納得すればという表現をするけれども、やはりはつきりしたものがないといふかと思ふのです。というの、このような公共事業というものは、これがすべて政治性によつて判断される傾きがたつてあるのです。ある有力の大臣が自分の選挙区の河川をまずしようとかんとかいふことがあり得るのです。いわゆる国民の名において、政治家が自分の政治的野心というものを満足させるために悪い行政をするという点があるのです。やはりこういう問題は、なるほど利根川というものは二級河川とは考えないで、利根川、江戸川というものの長さというものと、あるいは、その他利水の点とかいふものは、これは説明しなくても常識でわかる、こう言うのですけれども、しかし、そうでない微妙なものがある。一級河川、次に二級河川を都道府県知事が指定する場合に、どういふことになるか。たとえば現行の河川法によつても、山形県の最上川の流域にいた人が大臣になると、その大臣の選挙区だけけりばな築堤がでさう上がる。道路がでさう上がる。建設大臣の権限をもつてものをやろうとする。悪い政治に悪用される形が出るのです。これは、いま言うとおりの、われわれは、本来ならば法律でもっときめてくれと言いたいけれども、この河川法ではそれをいってない。行政面にまかしてくれと、行政に對する委任事項になっているわけですから、そうすると、これが指定という

なるのだと思ふのです。受け身である。しかし、それには建設省がいままで――建設省というが、担当行政官庁が長年の経験があるから、常識上とか、みんなが納得すればという表現をするけれども、やはりはつきりしたものがないといふかと思ふのです。というの、このような公共事業というものは、これがすべて政治性によつて判断される傾きがたつてあるのです。ある有力の大臣が自分の選挙区の河川をまずしようとかんとかいふことがあり得るのです。いわゆる国民の名において、政治家が自分の政治的野心というものを満足させるために悪い行政をするという点があるのです。やはりこういう問題は、なるほど利根川というものは二級河川とは考えないで、利根川、江戸川というものの長さというものと、あるいは、その他利水の点とかいふものは、これは説明しなくても常識でわかる、こう言うのですけれども、しかし、そうでない微妙なものがある。一級河川、次に二級河川を都道府県知事が指定する場合に、どういふことになるか。たとえば現行の河川法によつても、山形県の最上川の流域にいた人が大臣になると、その大臣の選挙区だけけりばな築堤がでさう上がる。道路がでさう上がる。建設大臣の権限をもつてものをやろうとする。悪い政治に悪用される形が出るのです。これは、いま言うとおりの、われわれは、本来ならば法律でもっときめてくれと言いたいけれども、この河川法ではそれをいってない。行政面にまかしてくれと、行政に對する委任事項になっているわけですから、そうすると、これが指定という

点について、プラス、マイナスの面で
すね、一級河川の場合、地元が、相当
大きな負担をしなければならぬとい
うのだ。たゞごめん下さいと言うか
もしれない。今回は、前国会で提案さ
れた後に、まあ地方住民を知事が代
表するから、地方住民の要望によつて負
担率は軽減されると、そうなる、今
度は、おれのほうもしてくれというこ
とになるので、大体の目安というもの
がなければならぬと思うのです。一級
河川の場合は、まあまあ大体におい
て、いま適用河川として見られてい
る、百六本程度のものは、大体いくじや
なかりうか。あるいはその中の五十
本、六十本は一応きめておいて、しか
し、地方からの要請にこたえて、百六
本全部が一級河川になるんじゃない
うかという推定を私はしております。
今度は、二級河川として指定される
もの、これは、まるっきり初めて指
定を知事にまかしてある。今度は知事
が、どういうぐあいに、その河川を
するかとなると、これも同じような形
になる。あすこの地区は、どうもお
れの選挙の票がいふ出てきたから、あ
すこを重点的にめんどろを見ようじや
ないかという考え方も出てくるだろ
うし、これも一つの行き方です。しか
し、そのため、実際に当然、二級河
川として地方地域民の一番重要な河
川で、指定漏れになる。そして技術的
に見ても、大体、君が言っているよう
な常識論でも、あんな川がというもの
が指定されるということになると、こ
れはまた問題になるでしょう。だから
政令にまかすという場合には、もう少
しの確かな、審議をするわれわれに理
解を深めるような答弁が望ましいわけ

です。私は知事も困るのじゃないかと思うのです。こうしてくれ、ああしてくれと、かりに百六本の適用河川が一級河川になるとすると、主要河川のうち、どれを二級河川に取り上げようとするか。人間というのは妙なもので、兵隊は一等のほうがよかったのかな、とにかく、一等となると位が上がったような気がするのです。ましてや、地方負担が軽減されるのだったら、二級にしてくれ、二級にしてくれと来ますよ。そういう政治的なものじゃなくて、河川は生きものですから、実態というものをつかまえて、今日は、もう河川災害におけるところの統計がたくさん出ておりますから、そういうものから見て、合理的な認定をするということにではなくちゃ困ると思うのです。その基準はどこにあるかということを知っている。これは常識論じゃなく、社会に向かつては常識論でいいかもしれないですけども、私に向かつては常識論じゃ困る。もう少し的確に答弁してください。

○政府委員(畑谷正実君) ただいま、一級水系に指定するにしても、そういう政治的な云々というお話もございましてが、そういうような政令で指定するという以上は、閣議で話しまして、各省の結論によってやるわけでございます。少なくともそういう点は解消されるのじゃないかと思えます。

それから二級水系におきましては、指定の基準というものはどういうふうな観点からやるか、こういうことでございます。確かに御指摘のとおりに、県が違いますと、県の実態、実態によって河川間の相違といいますが、違いが起こつてきて、国全体としての河

川管理の実態がそこにあるということになってはいけませんので、私も、二級河川の指定にあたっては、ある程度目安というものをつくりまして、こういうようなことをやったらどうかというところでございますが、これも一つの目安でございまして、指定の基準というものにはとてもながいたい、そういう目安をもって、それらの目安に該当するものについて、河川管理の面から、知事さんがこれは二級水系として指定してよろしいと、あるいは指定すべきだというものを指定していくというふうにやっていくつもりであります。御承知のとおりに、今回新河川法に移りますときには、現在のいわゆる準用河川はそのまま二級水系に移っていく、これは経過的な規定でございまして、それ以外のものが二級水系にならぬというわけじゃございませんが、少なくとも現在私も準用河川として整理しておりますものは、一応二級河川としていく、したがって、今後二級河川として新たに指定されるころも、現在準用河川として指定されるような河川が二級河川として行なわれるというところで、今後におきまして、いまままでおりに二級水系というもの、が、そういうところあるようになるとは考えておらないわけでございます。

○田中一君 一応われわれは、準用河川を想定してもいいんですか、一応準用河川が二級河川になるのじゃなからうかという想定をしてもいいんじゃないか。

○政府委員（畑谷正実君） 第五条に書いてありますとおり、ここに書いてあります「公共の利害に重要な関

係があるもの」というのは、二級河川……

○田中一君　そういう説明をしないで、もっと具体的に、準用河川として現在適用されているところの河川は、おおむね二級河川に指定されるだろうというようにわれわれが考えていいかというのです。

○政府委員(畑谷正実君)　そのとおりでございます。

○田中一君　そこで、水系というものは、決して自分の行政区内だけを流れているわけじゃないですね。多いのは二県、三県、四県にまたがるものもあると思います。その場合に、こういうところはもうたいして自分のほうに災害がないから、自分の行政区内の問題は、二級河川に指定されないでけっこうでございますというようなことになるかどうか。これからそういうようなことがないとも限らないのですよ。社会党の知事だから少しいじめてやろうという大臣がたくさんいるのですから、また、社会党の知事だから補助金がいかにぞといって選挙運動に行かれた大臣がたくさんいるのです。自民党にはたくさんいます。そうなれば、そういう点に非常に危険を感じる。堂々と北九州へ行って、市長選挙には、それらの利益誘導を盛んにやっているのだ。そうなれば河川というものは、いま言うとおり、与党にへいへい言う知事ばかりでない。あるいは無色のもあるし、また、社会党の推薦の知事もいる。その場合に、そういう点の指定が、あそこはちゃんと切ってしまうということはないのだろうか。定めないでよろしいということになる

かも知れない、支派川に対して。こういう点はどういう基準でそれをくつと押えるか、水系とはいいいながら、ここに水とは何か、河川とは何かというふうに、ここに定義があるとおり、非常にあいまいです。そういう的確に河川という、河川の姿というものを私はこの文章からは感じ取れない面もあるのですよ。非常に広義に解釈されるものでありますから、だから、その場合には、これは河川じゃないよといえれば河川でなくなってくるのです。そういう点の調整はどうするか。あるいはいいま言う、一つの全国的な視野から、河川行政あるいは水行政という大きな視野から国が一つの計画を立て、国土総合開発の見地から一つの計画を立てて、それが分類されて一級河川になり、二級河川になる、それらのものの中に、そうした大きな立場から審議会なかりにかけられて、そうして、次の河川審議会にそれがかかってくる。そうしてまた、それが第二の都道府県管理の審議会にかかるといふ段階をふるならばいいけれども、そうではないのです。水系方式というやつは、全く水系方式であって、国全体のものから何ら考慮されておらないわけです。前回の国会でもってわれわれが社会党として修正した分は、いつの間にかひっくり返されているのですよ。われわれのねらったものじゃなくて、工事上の、施工上の国土総合開発の観点ということになっているけれども、それは非常にごまかしなんです。私もそういうことをねらうのじゃないのです。これが的確に非常に高い国全体の河川行政、水行政の立場から一応の意思が発表られて、それが一級河川になり、二

級河川になるということならいいけれども、ただ単に、国という、国といつても行政官、行政官にすぎないのですよ、大臣というのは。ましてや、最近のように一年に一ぺんずつ変わる大臣でしよう。都道府県知事にしてもしかりでしよう。これは一年一ぺんじやなく四年は任期があるからわりあいに責任を持つてしよう。持つと思うけれども、そういうような大きな面から発せられる意思によって審議会にかけられるというならいざ知らず、さっき言ったように、河川というものは二府県、三府県にまたがる場合がある、水系という方式からいう場合にはね。その場合はどうするか。ただ単に強圧もできないし、いま言うとおり、人の悪い大臣だと、政府に反対する知事のところなんかはもうそっぽを向いて通るといふことになるので、その点はこの法律の上でもって明らかにされなくちゃならぬと思うのです。政令に委任することが多いのですから、それを心配するのですが、その点は私も、野党のわれわれが、これならばと思うようなひとつの説明をしてほしいと思う。

○政府委員(畑谷正実君) いまのお話でございしますが、そういうこと私もはないと、こう思っておるのですが、しかし、ないと言ったところで、事実問題があった場合でございしますが、たとえば、いわゆる一つの水系で、上の知事さんは、二級水系のままでいい、二級河川でいい、一級の指定要らぬ、下の知事さんは、一級水系にどうして指定しなければならぬ、こういう問題がありますと、この河川法では、そういうような分断はいたしかねます。どちらか、一級か二級にしなければなら

りませんから、これはどこまでも調整をいたしたい。しかしながら、この場合に、いわゆる上の知事さんが、二級水系じゃなくて、河川管理上支障がないから河川の区域からはずすというところになるならば、これはまた別な問題になりまして、一級水系というか、一つの下のほうの県の区域だけが二級水系になり、上のほうは河川としての取り扱いを受けたい、こういうようなことにならうかと思うのです。

それからもう一つは、たとえば利根川のような川あるいは淀川のような河川で、上流、中流、下流を選ばず、これは一つの知事さんが、これは一級水系にはしないというところは、私もどうしても考えられません。現状におきましては、一級水系という問題につきましても、皆さんどちらかというところ、ぜひぜひということにございまして、二級水系を一級水系にするという御要望でございまして、この点、私も、あるいはあらゆる見地からいろいろな御意見があるろうとも、これはやはりみな調整のもとにこれは執行されると思います。ただ二級水系についていろいろな問題はあろうかと思いますが、これは二級水系の問題については、知事の指定によりまして、知事さんがいろいろ、いわゆる私が先ほど申し上げました一つの目安というものがあつても、これは河川管理上いわゆる二級水系として指定する必要がないと、管理上支障がないから二級水系として指定しないということであるならば、私はそれはそれとして差しつかえないのじゃないか、こういうふうにかえられ

るわけにございします。
○田中一君 そういういまの答弁のよ

うな意思の政令をつくらうというのですね、そういう場合には、
○政府委員(畑谷正実君) 政令では、ここにたとへば……

○田中一君 ちょっと待ってくださいい。これはね、あまりに政令委任の事項が多いものだから、われわれは的確に捕捉できないわけなんだ。いままでのわれわれが持つておる河川の通念というものでなくして、今度は支派川までも入れようという。水系という方式になるという、そういう問題が起きるのですよ。で、そうすると、河川でない——定義にはつきりと書いてありますよ、川というものは何かと定

義に書いてありますよ。川というものは、どういふものが川なんだというところになっておりますがね。そうすると、幾ら河川じゃないといつて、それをでは除外しましうといつて、河川には違ひないのですよ。強制されるかどうかの問題なんです、それが。強制する場合に、どちらのほうに点数をあけてその意思に従わなきゃならぬかということなんです。むろん延長でそれをほころうとするのか、何でかろうとするのかです。これには、むろんこの管理権というものは、管理区域というものは当然、したがってきま

から、たとえば東京都の知事が、どうしてもこの河川は二級河川に指定するのだと、水源は埼玉県あるいは栃木県にあつたとかりにする場合にすね、埼玉県のみが承認しない場合です。承認しないなんといふことはありませんと君は言うけれども、いや、逆に今度は、埼玉県、栃木県が、二級河川にしてくれといつたって、東京都が、いや私

はしませんよという場合があるのですよ、逆に。その場合に、どちらの意思か、協議がととのわぬ場合に、それはそのまゝ規定しないで、市町村管理なら管理でびしゃつとやるということになるのですか。やはりどこかに意思があつて、その意思というものは、相互の意見の調整というものがつかない場合に、どちらかに従わなければならぬのかということなどは、どういふぐあいにこの法文では解釈すればいいのですか。

○政府委員(畑谷正実君) この法文では、河川審議会及び関係都道府県の意見を聞かなければならないと、こうなっておりますから、意見を聞くという程度にはもちろん考えておるわけにございします。どこまでも意見を聞くという以上は、そういうような御意見を十分尊重してやる、こういうふうなことで運営していかなければならぬと思ひます。

○田中一君 いや、二府、三府にまたがる場合です。おのおのはおのおのの審議会に聞くわけですが、むろん審議会にも聞くわけですが、その意見が対立した場合にどうするか。
○政府委員(畑谷正実君) いまお話しのとおり、たとえば利根川のようなところに……

○田中一君 利根川なんという例を出すからあれなんです、もっと小さな河川、これは二級河川にしようかしまいかという河川を考えてください。それは利根川とか淀川を考えれば、当然のことです。これは二級河川にしようかしまいかという論議があつた河川を考えてください。二級河川にすよ——知事の権限でやる場合、それ

を二級河川にしようかしまいかという、その河川の流域が二府県にまたがっている場合のことを考えてください。

○政府委員(畑谷正実君) 二級河川の場合には、知事さんが指定するわけにございまして、この二級河川が両県にまたがっている問題につきましましては、二級河川にするか二級河川にしないかという問題だけでございまして、先ほど私がお話ししましたとおり、上流の知事さん、下流の知事さん——上流が二級で下流が河川でないということ、私は、私もどうしても考えられません、河川管理上支障がないという知事さんの認定でもって、ほんとうに河川管理上支障がないのであれば、これはそういうふうな分断といふことが河川管理上支障のない場合には、河川法上そういう区域指定をする必要はないと思ひます。

それとちよつと条文に戻りますけれども、条文に書いてあります河川といふものは、これは河川という一般の定義からいふと、河川というものは山の麓から河口に至るわけにございします。少なくとも河川法による河川といふのは、河川管理として必要な区間のものを河川と、こう称しておるわけにす。

○田中一君 そうすると、水源地のほうで反対ならば河川区域にしませんからと、こういうことなんです。○政府委員(畑谷正実君) 反対という理由は、河川管理として支障がないといふことの反対であるならば、河川管理上河川としての区域に入れる必要はないと、私もそう考えております。

○田中一君 河川区域として指定しな
いでもいいとか悪いとかという判断よ
りも、かりに河川区域、当然河川区域
でなければならぬという判断はどこ
から出てくるのか、逆に聞きますけれ
ども。知事の意味ですか、それとも知
事が知事の意味でもって審議会にはか
り、また関係市町村長に聞くのです
か。国がそれとも何かの形で示して
そうというのですか。というのは、最
高なる国土計画の意思が盛り込んでい
ないというのを言いたいのですよ、
ぼくの言っているのは。最高の意思と
いうものが、一億の国民のための河
川、水というものの思想がもっとも盛
り込まれていないということですよ。
それで一方的に、何といても一番必
要な水というものを保持しているのは河
川なわけですから、一切の問題がただ
行政上の問題にまかされては困るとい
うのです。それ以上の国民の総意の河
川行政、すなわち水に対する意思とい
うものをどこからか発動しなければ困
るのではないかとこのことを言ってい
るのです。空気が太陽の熱と同じよう
に、うっちゃっていても来るのだとい
うものではないのです、水というもの
は。本質的にないのです。まだ太陽は
幸いに隠れたことがありませんからい
いけれども、河川というのはそうじゃ
ないのです。われわれの目の前に見て
いるのです。水のない場合も見る。し
たがってまた、困るような集中豪雨が
あって水があふれる場合もあるわけな
んですよ。どこかに意思がなくてはな
らぬということを知っているわけです
よ。それはこの河川法ではありません
ね。そうした河川行政、北海道の河
川も鹿児島の人間とは関連がないとは

言えないのです、続いているのですか
ら、ずっと。だから一つの意思という
ものがどこから発するかとこのこと
です。ただ常識でございませうとかなん
とか、いままでの現行法でこれだとか、
重要河川がこれだからこれだとかとい
うことじゃない。それはわかりませ
う。しかし、どこからか一つの意思
がなくちゃ、やっぱりどこかの水源
と、それから臨海地との利害というも
のは常に衝突するわけですからね。そ
ういう点の利水面から見ても、やはり
大きな意思がどこかに望ましいと思
うのです。この点がこの法律ではないわ
けなんです。建設大臣なり、あるい
は、むしろ責任内閣ですから閣議でき
めるでしようけれども、あるいは橋本
にしたって議会の議を経るでしよう
けれども、意思の発動というものは、常
に悪い政治でもってわれわれ毒されて
おりますから、それを懸念するわけ
です。もっと最高なる民族のための意思
というものが発動されるところがほし
いと言っておるのです。これは水資源
局だつてそんなことを考えておりませ
んからね。そこに河川というものを対
する行政というものをしぼって、ねらい
があると思うのです。河川というも
のにしぼって、これはおれの行政区
なんだということを言いたいのだらう
と思うのです。これは、だから、議論
になりますから、ぼくの満足する答弁
にならぬですから、答弁は要らぬで
しょうね。

○政府委員(畑谷正実君) 淀川水系と
して見ます。
そこで、淀川の例を一つ言うと、琵琶
湖に注ぐ各小河川というものは、こ
れは淀川水系として見ますか。
○政府委員(畑谷正実君) 淀川水系と
して見ます。
○田中一君 そうすると、淀川水系と
いう一つの例を取り上げて考えてみま
すが、琵琶湖に注いでいる川、大き
な川はあまりありませんが、かりに
あったとする、ほかにも川はありま
すから。淀川は一級河川、それに注いで
おる一つの河川、琵琶湖に注いでおる
河川が、湛水、池だね、池も河川の
うちだから。これはどうしても一級河
川としてやってこれというものの要請
があり、また、どうしてもそのよう
な国民経済なり国土保全上必要だとい
う認定をその知事はしている、国はそれ
を認めないという場合、そういう場合
がありますね。それは国としては、所
管する建設大臣としては、これは河川
区域として認定いたしません、こう言
えば、ならぬわけですね、小さいもの
では。そういう場合には、水系方式と
いうものが琵琶湖、湛水を媒体とす
るような水系という場合には、どうい
うぐあいに指定していくというつもり
なんですか。
○政府委員(畑谷正実君) いま琵琶湖
に流れておる川、名前は私ちょっと全
部はわかりませんが、それぞれ現行法
によって準用河川という取り扱いのも
とに指定をそれぞれやっております。
少なくとも現在準用河川として指定を
受けて、そういう取り扱いをしておる
区間については、全部その同一級水系
の中の川として取り扱っておる、こ
ういうふうに考えております。

○田中一君 その場合、一方的な意思
でもってきめていくというのですね、
建設大臣は。これは一級河川にしよ
う、これはしまいというふうにきめて
いくのですか。たくさん流れておりま
すよ、琵琶湖には。また、それと同じ
ような湖沼を持った川もあります。そ
の場合には一方的にきめていくのです
か。一方的にきめていくのか、これは一級河
川にする、これは一級河川にしないとい
うきめ方はどうするのですか。やっ
ぱり地元の要請にもこたえるとい
うのですか。
○政府委員(畑谷正実君) これは地元
の皆さんの要請でもあると思ひますけ
れども、現在の河川法によって準用河
川に指定されて、準用河川としてそ
ういう適用を受けるというような事実行
為のあるところとございませうから、当
然にというところとございませうから、
それをそのまま新しい河川法に乗り移
るということで経過規定みたいにな
ることを考えております。
○委員長(安田敏雄君) ちょっと速記
とめて。
〔速記中止〕
○委員長(安田敏雄君) 速記つくて。
それでは他に御発言がなければ、両
案に対する質疑は、本日はこの程度に
とめておきます。
午後零時十七分休憩
しばらく休憩いたします。
午後一時四十一分開会
○委員長(安田敏雄君) これより休憩
前に引き続き委員会を再開いたしま
す。
初めに、委員の異動について御報告
申し上げます。
昨日徳永正利君が委員を辞任せら
れ、その補欠として松野孝一君が選任
せられ、本日松野孝一君が委員を辞任
せられ、その補欠として天竺良吉君が
選任せられました。

○委員長(安田敏雄君) 奥地等産業開
発道路整備臨時措置法案を議題といた
します。
まず、提案理由の説明を聴取いたし
ます。衆議院議員瀬戸山三男君。
○衆議院議員(瀬戸山三男君) たい
ま議題となりました奥地等産業開発道
路整備臨時措置法案につきまして、そ
の提案の理由並びに要旨を御説明申し
上げます。
およそ産業、経済、文化の発展及び
その交流の前提的要素として道路網の
整備がきわめて重要なことは申し上げ
るまでもないことであります。しかる
に、わが国における道路は、欧米先進国
に比べて非常に立ちおくれており、た
めにわが国産業、経済、文化の進展に
重大なる支障を来し、国民生活に非
常な不便を感じしめるに至りました。
この点にかんがみ、国会及び政府
は、数次にわたる道路整備計画を策定
し、道路の整備促進をはかってきたこ
とは御承知のとおりであります。が、急
速なる発展を遂げつつあるわが国の産
業、経済の現状に即応せしめるため、
今回さらに三十九年度を起点とする総
額四兆一千億円にのぼる相当大規模の
道路整備五カ年計画を策定し、道路網
の整備拡充をはかるうとして、この
法案を提出いたします。
道路は人体における血管のごとき
のものであります。血管網は人体の各部
分に普遍し、しかも、その血管網が健
全に整備され活動するときにあってこ
そ、人体は健康を保ち活力を発揮し得
るものであります。
ひるがへってわが国の道路の現状及
びその整備の進行状況を見ますに、
必ずしも常に適切に行なわれていると

は申せないのであります。すなわち、その整備促進状況はあるいは都市偏重に流れ、あるいは国内の先進発展地に集中されるきらいがあり、道路整備の声大なるに反し、何らその施恵の恩恵に浴せず、黙々として近代文明の影に隠れて低生産と低生活に呻吟している地域が、むしろ広域にわたっている現状であります。

わが国のごとく、国土狭長にして山岳地帯多く、複雑な地形をなしている国においては、好むと好まざるを問わず、山地、僻村といえども生活の基地を求め、安住の地をつくらざるを得ないのであります。産業、経済、文化の前提的條件である道路網の整備に格段の意を用いなければ、経済、文化の発展は逆に国民相互間に経済、文化の格差を増大せしめ、国民生活に重大なるアンバランスを招来する結果となるのであります。決して当を得た施策とはいえないのであります。すなわち、山間、僻地等に対し特段の配慮をなすことによって、愛情のある道路施策を遂行しようとするのが本法案提出の第一の理由であります。

国土狭小にして人口の多いわが国におきましては、その国土と資源とを十二分に開発、活用して、経済の発展をはかり国民生活の向上を期すべきことは当然であります。従来といえどもこの点に意を用いてきたことは御承知のところでありまして、その前提的條件である道路政策の面から見ますとき、必ずしも十全でない点が多々あったと思われるのであります。

すなわち、森林資源開発のための道路については、農林省林野庁において林道として計画整備が進められており

ますが、一般道路との関連において、必ずしも水の流るるとき道路網を形成するに至らず、さらにまた、農林省農地局所管の開拓地域内における、いわゆる開拓道路は整備されても、一般道路との関連についてはきわめて不十分で、開拓農民は営農資材、生産農作物の搬入搬出に血の涙を流すという事例は枚挙にいとまなしという実情であります。その他、集約酪農地域、地下資源開発、僻地の漁港、観光資源地域等、道路さえ整備されれば生産は一段と上がり、資源は開発され、国家経済に寄与するばかりでなく、その地域住民に安住の地を与えることになること必定であります。残念ながら今日までのところこの方面における配慮に欠けているのが実情であります。

この根源は行政機構の分極化にあると思われまして、それはそれとして、道路施策の面において総合的に調整施行する機能を發揮せしめ、もって山間僻地の産業開発を促進し、民生の安定に資したいというのが第二の理由であります。

要するに、この法案にいう山間、僻地においては、大工業地帯の建設を期待するものでもなく、高度の文化都市の現出を希望とするものでもありませんが、一つの永久橋の架設、整備された一本の道路建設だけでも文化の微風を満喫し、それぞれの持ち味を生かして、安住の地となり得るのであります。政治上の愛の手を差し伸べ地域間格差縮小の一助としたいのがこの法案提出のねらいであります。

以上が本法案提案の理由であります。次に、本法案の要旨について若干の御説明を申し上げます。

第一は、本法案の目的についてであります。さきに申しましたごとく、陸の孤島として、ともすれば国からの恩恵に乏しかった山間、僻地等に、これら地域の総合的な開発基盤となるべき産業開発道路を整備することにより、地方住民の生活水準向上に資するとともに、地域格差の是正や国民経済の均衡ある発展に寄与しようとするものであります。

第二は、定義についてであります。まず「奥地等」とは、山間地、奥地その他のへんびな地域で政令で定める基準に該当するものをいい、また、「道路」とは、道路法上の道路に一応限定することといたしました。

次に、本法における「奥地等産業開発道路」とは、奥地等における、森林資源豊富で開発不十分な地域、集約酪農地域、あるいは相当規模の開拓適地等のうち、政令で指定する地域と主要な道路を連絡する地方的な幹線道路で、奥地等産業開発道路として指定されたものをいうことといたしました。

第三は、奥地等産業開発道路の指定についてであります。道路主管大臣たる建設大臣は、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見を聞いて、奥地等産業開発道路を指定し、その路線名などを官報で公示することといたしました。

なお、この道路の指定や、先ほど申しました奥地等の地域の指定の際、当該奥地等に関する開発について国の調査がなされているときは、その調査の結果を参酌して総合的な施策を実施することといたしました。

計画についてであります。建設大臣は、まず道路審議会の意見を聞き、奥地等産業開発道路の整備計画案をつくって閣議決定を求めることとし、閣議決定後、遅滞なく、この計画を関係都道府県知事に通知することとしております。

第五は、この奥地等産業開発道路整備に関する国の助成措置についてであります。まず政府は、整備計画を実施するのに必要な資金の確保をはかり、かつ、国の財政の許す範囲内においてその実施を促進すべきことと規定しますとともに、これら道路の新設または改築に要する費用にかかわる国の負担割合または補助率について、四分の三の範囲内で政令で特別の定めをすることができるとし、地方負担の軽減と整備の促進をはかることといたしました。

このほか、本法に基づく事業の実施に關し、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の協力等所要の義務規定を設けております。

また、本法の施行期限について、附則で一応昭和四十四年三月三十一日といたしておりますが、申し上げるまでもなく、本事業は、新道路整備五カ年計画事業の一環として、これを実施するたてまえにしておるのであります。今後事態の進展に即応してその促進をはからんとするものであります。

以上が、本法案の提案理由並びにその趣旨であります。こいねがわくは、慎重御審議の上すみやかに御議決賜わらんことを切にお願いする次第であります。

御質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

○熊谷三郎君 簡単な点でございますが、一、二承りたいと存じますが、第一に、この第二条の第三項第一号から第七号までの各号を総合的に開発する道路となっておりますが、この総合的に開発するという意味は、単独に各号の一に該当するものの開発というふうに解してよろしいでしょうか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) いまお尋ねの第二条第三項の一から七号まで、いわゆる奥地等についての概念をここに出しておるわけです。したがって、この各号の一つでも該当いたしますと、この法律のたてまえとしては、やはり、このいわゆる奥地等産業開発道路に指定ができると、こういうたてまえになっております。

○熊谷三郎君 はい、わかりました。それから、この路線の整備計画でございますが、この整備計画は、新道路整備五カ年計画のワケ内でありましょるか、あるいはそのワケ外ということになるんでございましょうか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 先ほど提案理由でも申し上げておきましたように、いませつかく建設省で整備途中であります。今度の四兆一千億の整備計画の中にこれは含まれるというところで検討いたしておるのであります。

○熊谷三郎君 わかりました。その次に、この整備計画でございませうが、この整備計画と路線指定の関連でございますが、この法案では、第三条の路線指定と、第四条の整備計画との関連があまり明確でない感じがするわ

う難点のあるところに、さっきお話が出ましたけれども、諏訪地帯にいわゆる新産業都市をつくって、産業の分散あるいは格差の是正の今日の施策を行わなければならぬ。それともう一つは、並行線を一応見てみますと、いまもお話がありましたように、建設費については、少なくとも一十億前後も安上がりである、こういういろいろの

実際の工事の困難、しかも、将来赤石山系を通る道路が高速道路として機能が発揮するかどうかの疑問点がある、諸般の情勢からあれを、長野県地帯の将来の開発ということも考えてあちらに變更するのが適当である、こういうふうな判断をして賛成したしたのであります。

それから、それでは一体この奥地等産業開発道路というものは、それとの関連はどういうことかということだと思ひますが、これは、先ほど提案理由でも申し上げましたように、もちろん、いわゆる高速縦貫自動車道も、これはおききに産業開発に最も重きをなす道路であるということは、どなたも御異論がないと思ひます。それとは別に高速縦貫自動車道あるいは自動車国道あるいは一、二級国道、いわゆる日本の道路網の幹線をなすものは、御承知のとおり整備を進めておりますが、それから、その都道府県道等のいわゆる地方的幹線を整備いたしてあります。ところが、田中委員は私が申し上げるまでもなく十分御承知であります、先ほど提案理由にも一部並べておきましたように、日本の道路網の整備の状況を見ますと、こういうふうな非常に山岳地帯の多い帯状の複雑な地形のわが国において、各地に人が住んでおり、各地でそれぞれの生産業をやっておるわけでありまして、これは時間をかければ将来やはりそういうところの道路も逐次整備されるのでありまして、いふまでもなく、最も生活に必要な道路というものを、今日のような道路整備の盛んな時代に、奥地やあるいは辺地であるというゆえんをもって道路ができないというのは、非常にこれは政

治上大きな欠陥がある。そういうことと、第二第三項各号にいろいろ書いてありますが、ここを静かに見てみますと、たとえば農林省のほうでも、あるいは開拓あるいは酪農地帯あるいは、いわゆる鉱山の地下資源関係の通産省の鉱山に關係する道路、あるいは林野庁の林道、こういうものをそれぞれ受け持ててやっておりますが、必ずしも道路網としての総合性がない。開発道路でも、なるほど開発地域内部においてはやや整備をされておりますけれども、これが外部との連絡というものは、これは日本の各省の大きなセクショナリズムの欠点だと思つておりますが、その間において総合して検討して案を立てるということとは從來なかつた。そういう点を数年かかっているところと検討をしてまいりましたところ

が、やはり一つの総合性を持った、そういう地方的な幹線道路というものを早く整備してやる必要がある、こういう観点からこういう構想を出したのであります。これは田中委員もよく御承知だと思ひます。そういうわけですから、これは先ほどお話に出しましたような、いわゆる縦貫自動車道あるいは一、二級国道、もう少し下がりました都道府県道、そういうものを補う意味において、まあ当たるか当たらないか、言い方がまずいか知れませんが、これでも、この毛細血管を早く整備して、そして道路の効用を末端に早く及ぼしたい、こういうことでありますから、道路の性格といひますと、多くの場合は、これはいわゆる都道府県道になる場合が多いと思ひます。もちろん御承知のように、都道府県道は、道路法にいろいろ基準がありますから、第二

に書いてあります各種の要件の中で、地方的な幹線道路は必要であるけれども、しかし、道路法にいう各般の基準からいひますと、都道府県の概念に当たらない、こういう場合はもちろん市町村道もこの中に入ってくる、こういう考へであるということをおし上げておきたいと思ひます。

○田中一君 経済企画庁に伺ひます。国土総合開発計画のうちの調整費を年次別にひとつ示していただきたい。それから、その年次別の予算を示していただきたい。それからその予算の配賦先を、どの地点の道路なら道路、橋梁なら橋梁、その他のものはその他のものとして府県別に、おそれることはもとと非常に、何年になりますか、強力で要求して、われわれは調整費というものを生み出したものでありますから、機会がなくて、いままです金の配賦先というものはわからなかつたのだが、この際、ひとつそれを明らかにしていただきたいと思ひます。口頭でお示しを願つた後に、それを資料としてお出しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(鹿野義夫君) 調整費は三十一年度から予算化されましたが、三十一年度に五億円計上されましたが、三十二年度には同じく五億円。三十三年度が五億五千万円。三十四年度が六億五千万円。三十五年度になりまして七億七千万円。三十六年度は十億でございまして。三十七年度が十二億。三十八年度が二十二億。本年度が三十六億といふことになっております。各それぞれ年度の年度別に、河川に幾ら、農業に幾ら、道路に幾ら、港灣に幾らという内訳がございまして、一表にして提出いたしたいと思ひます。各省の事業の

不均衡をそれでは正して総合的な成果を高めるといふ意味で支出いたしたものでございまして。

○田中一君 それから、この総額幾らになりますか、百億程度になると思ひますが、これは、そもそも今回提案された法律案の内容、この欠陥を補うためにこれをわれわれ要求して、今日これだけの調整金を支出したわけでありまして、この行くえ等はお調べになったことはありますか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 特別に調べたことはございません。

○田中一君 私はね、こうした議員立法を私の気持ちとしては歓迎すべきだと思つております。それは政治の面でもうしても均てんされないいわゆる谷間が往々にして出るわけなんです。それを補うために、経済企画庁で国土総合開発の見地から調整金を持つています。そこで、これらの金の行くえをまづ検討してほしいと思ひます、提案者としてはですね。そうして今度は逆に政府に、五億が三十六億まで伸びたというこの姿、むしろこれは物価、賃金等の値上がりもあるでしょうし、そういう意味の増高はあらうと思ひますが、事業量としてはどのくらい伸びておりますか。パーセンテージでお示し願ひたいんですが、三十一年度の五億から三十九年度の三十六億といふことになりましたと、事業量としてはどのくらい伸びておりますか。

○政府委員(鹿野義夫君) いま申し上げました数字は国費予算ですから、先生のおっしゃられました、裏の地方負担を入れますと、これは事業費を出さなければいかぬわけですから、補助等の面がございまして、ちよつとそう

いう計数をまとめたといふ。いま手持ちがございせん。大体そういう補助率は、この大きな変化はないと思ひますが、この予算の伸びが五億が三十六億になったという伸びで大体はいかと思ひます。

○田中一君 政務次官に聞きます。この法律の成立によつて、これは四十年実施ということになっておりますが、予算のつけ方はどのくらい考えておりますか。それから事業量といふか、地点、個所ですね。どの地をどうといふ、大体もうむろん瀬戸山さんや党ですから道路局と十分打ち合わせをした結果提案されていると思ひますが、政令できめようとする地域、区域といひますか、何キロぐらいあつて、それが大体こういう程度のものかといふことがもう計算ができていふんじやないかと思ひますが、その点ちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(嶋田宗一君) まだございましておりません。

○田中一君 提案者の精神が行政面で完全にそのとおり移しかえられて實際なれば困るんです。したがって、じゃ提案者のほうから、どういふ地点をどう考へているか、そうして先ほど熊谷委員の質問に対して、道路整備五カ年計画の四兆一千億の中に入つて、これはおそろしく総ワツクは変わらぬと思ひますが、あと予算の配分といふ点、予算の張りつけといふ点でも考へて考へるのだと思ひますけれども、それはどのくらいものを考へておりますか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) まず私のほうからあらましのお答えをして、あとは道路局長からお答えをしたほう

が正確になると思います。

大体こういう構想で日本全国をながめますと、さつきも申し上げましたように、御承知のとおり、いわゆる奥地、辺地というのはいくらもあるわけでございます。でありますから、これを理想的にこの構想で整備するということになりますと、これはたいへんな個所で、また、キロ数があると思えます。そこで従来こういう考え方で、たとえば第二条にいろいろの項目を先ほどから申し上げておる様に掲げてあります、この地帯は、酪農の面からあるいは開拓農地の面から、あるいは森林の面からも総合的に道路が必要だ、あるいは森林資源もあるが観光地帯としてもやはり道路が必要だ、こういういろいろな要素が重なる部面が、各省の道路が必要だという、道路さえあればというふうな、日本全体の考え方をまとめるのであれば、重なる部面をどうするか、あるわけでありまして、そこでさつき申し上げましたように、日本全国のすみずみまでということは、言うべくして簡単に行なえませんから、そういう地帯をまず取り上げるんだ、こういう構想で一応二条にも書いてありますように、各省が集まって協議願わなければなりませんけれども、この案を検討いたします段階において、そういう着眼点から各省の資料を集めてみますと、これはあるいは五千キロぐらい必要だろう、あるいはまあ三千キロぐらいに押えなければいかぬかもしれぬ、こういう程度であります。

そこで、五カ年計画の内容については、道路局長のほうが正確でありますからあとでお答え願いますが、実はこ

ういう考え方で過去二年間、そのサンブル的なところを現在の道路法のたてまえから着手いたしておるところがありま。ただ御承知のとおり、そういう奥地とかというものは、もちろんこれは国民の住んでおるところであり、また、国民経済上必要なおところであり、また、道路の整備は必要であるけれども、多くは地公道が多いのでありますから、どうしても国全体としてさようにございしますが、都道府県においても、奥のほうまで手が回らないというのが偽らざる実情で、したがって、これがおくれている。それでは道路整備に今後まあ二十年あるいは二十五年といっておりますけれども、そういうところは三十年先でなければ道路が見られないというのでは適當でありませぬから、この法案の大きなねらいは、御承知のとおり、そういうところの道路はできるだけ早く整備をしようじゃないか、そこで現在地公道については三分の二の国庫補助をいたしておりますが、また、市町村道には原則として全然補助をいたしておりませんけれども、いわゆる都道府県道であつても、あるいは現在補助のない市町村道であつても、この道路に当る部分については、現在の整備の最高の四分の三の国費を出してこの仕事を促進しよう、これが大きなねらいだと私もは考えておるわけでありまして、そういう意味で、五カ年計画では、全体は一体それじゃ五千キロぐらいになるのか、あるいは三千キロぐらいにとどめるべきじゃないか、こういうことを検討しておられまして、その中で一体五カ年計画であるいは千キロにするか、あるいは二千キロにするのかとい

うことを検討してもらつておるわけでありま。これから先は道路局長から御説明いたします。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 全体計画と五カ年計画の關係につきましては、いま瀬戸山先生からお話しのとおりでございます。五カ年計画でどのくらい見込むかということでありまして、全体の事業費のやはりワタの配分の問題にならうかと思ひます。この点につきましては、本法案を出すにあたりまして、建設省と大蔵省といろいろ話し合ひをしておりますが、何ぶんにも全体の四兆一千億のワタの中で従来やつておりましたものを、補助率を上げてより多くの事業をやろうということになりますと、結局他の事業とのバランス調整という問題になります。おそれることは五千キロあるいは三千キロというお話がありましたが、さしたるもの、この五カ年計画で急速にやるべきものは、自動車の通れないような区間であらう、そういうところを中心にしてたしまして路線のいま選定といひますか、事業量をきめる作業をしておりま。またこれは關係省といひます協賛の数字を申し上げる段階に至つておりませんが、いづれにいたしましても、従来奥地の開発道路に從來の道路法でやつておりました事業量は、年間三億ないし四億ぐらいのものでござい

し上げる段階に至つておりません。

○田中一君 瀬戸山さん、あなた九州縦貫道の日田を通らずして鳥栖を回つたのは御存じですね、これはあなた賛成したのだから。そこで、あつた路線については、やはりいいわけの俗なことをば言つて、おいしいウナギのおい

で、高速道路でない道路ですから、これは一般県道、府県道だと思ひますが、やはりそういうところをねらいを持たなければ、ほかに何があるのです。うたい文句は非常にいい。道路計画が、都市集中だとか、いろいろここに書いてあります。これは非常にいいですよ、この作文は。しかし、實際がこの作文どおりに行なわれなければ、瀬戸山さん、あなたお困りでしょう。作文どおりのものをやつてほしいということ。提案者は要求しているわけなんです。う。どうもそうすると、いまの日田線などは、これはもう当然これに該当するものだと思うのです。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) トンネルは一つも掘らないのだというような逆の制限があるのか、橋というものは一切迂回して、橋というものは通らないのだ、工作物はそれは金がかかるからいたしませんという感じが、いいという前提で提案されておりますが、それでいいのですか。

し上げております。

○田中一君 そうすると、阿蘇から杖立温泉か、あそこから……日田からあれを通って阿蘇へ行くような道、これは何か先が詰まってるんだそうですね、ああいうところは該当しますか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 私そのところ詳細に知りませんけれども、もちろん先が詰まっておりますようなところは、これでひとつ通してもらいたいというふうに考えます。

○田中一君 府県道でありながら車が通れないところはこれに該当しますか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) ただ県道だからこれに該当するというわけではなくて、この第二条の要件に従って必要であるというところは、もちろん指定をされてこれでやるということはあると思います。

○田中一君 この一号から七号までのもので、あとはおまかせしますよということですね。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) まあざっくりばらんに言ってそういうことです。

○田中一君 鴨田政務次官、これはこういう提案というものは、いわゆる河野道路行政に対する批判なんです。河野道路行政は、四兆一千億のぼう大な予算を組んでやっていくけれども、その中にもそれすらないということなんです。こういういま提案されている開拓道路のものを、いわゆる詰まってる道路とか、あるいはここにあってはならない法律よりも提案理由の説明のほうが非常にいいことをいっております。それとこれと比べるとだいぶ違ってくるのですよ。提案理由の

説明では、美辞麗句を並べているけれども、法律になつてくると提案者の意思がどっかに消えてしまったという印象を受ける。そこで、四兆一千億の道路整備五カ年計画の内容が不十分であるから、おれは出すんだといって瀬戸山さんが出したとします、しかし、河野建設大臣は、来年あたりひとつ新々道路整備五カ年計画を出したい、五兆四千億程度に伸ばしたいというようにも言っておりますし、それを促進する意味で提案者は出しているのか、どっちにもとれるのです。みんな金をもらって余分に道路が整備されればわれわれはけっこうです。少なくとも河野道路行政に対する批判であるということは間違いないのですが、その点は、鴨田政務次官はどういう受け取り方をしておりますか。

○政府委員(鴨田宗一君) ただいまの田中委員の御質問でございますが、確かに四兆一千億の五カ年計画に対していろいろきめのこまかい、さらにきめのこまかい手を打つ、こういう意味で瀬戸山先生以下この議員立法となつてあらわれておるのではないかと。批判と申しますか、ひとつきめのこまかい手をさらに打とうじゃないか、こういう考え方じゃないかと私は推察するわけでございます。

○田中一君 ぜんだつて発表した道路新五カ年計画はきめがこまかくないのですか、私は相当きめがこまかいと思うのです。

○政府委員(鴨田宗一君) ただいま御審議願っておりますこの議員立法による法案が提出されるという、この環境の中には、やはり道路五カ年計画はさらにきめをこまかくしなくちゃな

らぬのじゃないか、こういうふうに考えられて提案されたんじゃないか、こういうふうに考えます。

○田中一君 そうすると、この法律が制定されれば、きめのこまかい新々道路五カ年計画をつくるんだというように理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(鴨田宗一君) ただいまの新五カ年計画に対しての御質問でございますれば、そういうふうに解釈してよろしいでございます。

○田中一君 瀬戸山さん、これは社会党でもこれと同じような法律案を準備しまして、たしか衆議院で共同提案をしようじゃないかと申したところ、これをしなすはまずいけれども、どうしてこうしたいわけの道路政策の盲点ともいわれるくらい立法にあたって、私たちとか社会党と共同提案しなかったのですか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 実はその点については、衆議院の建設委員会でも、社会党の委員の方々からお尋ねがありました。ごもっともであると思ひます。しかし実は、党のほうの立場を申し上げますと、この問題は、三十九年度の予算編成をいたしますとき、党といたしまして、御承知のとおり、予算編成の方針と申しますか、普通は大綱といつておりますが、これをまず策定してそれに基いて国全体のその趣旨に従つた予算編成をやっておりますが、その中の道路整備の中で、こういういわゆる奥地等の産業開発の道路についても整備を促進すべきであるという一項目があります。したがって、この問題を検討するために、これは前からあったわけでありまして、その

うして私どもの党では、この問題を正式に法律が必要であるかどうか、あるいは行政だけでよろしいかどうかというものを検討するために、政務調査会の中に奥地等産業開発道路の調査の委員会ができてまして、不肖私がその任に当たつたわけでありまして、こういうことで長期間これを検討いたしました。やはりたゞいま提案しておりますような法律がどうしても必要である、こういうことで提案をいたしましたから、実はわがほうにおいてもせっかくいま研究しておるんだからというお話がありました。提案のあとでありますので、どうかひとつ御了承願ひたい。また、これを引つめて共同提案とするというの、それはどの手続をするということもどうであらうか、御趣旨はわかりますが、さうな次第でありますから、どうか御協力願ひたい。ただ、私が伝え聞いておりますところによりますと、率直に言つて、こういう道路について最高の四分の三の助成をする、こういう点がとてもわからない。大蔵省では与党と話がつく前から、社会党のほうで自分の算段を出そう、その点さえ解決すればもう異議はないのだというふうなお話もありましたので、御了解を願つたと、こういう次第ですから、どうか御了解願ひたいと思ひます。

○田中一君 この六条にある関係行政機関の長は経済企画庁長官というものが参加すると思ひますが、経済企画庁長官は、国際経済の問題とか、国内金融とか、産業の問題とかには非常に熟意があるけれども、宮澤國務大臣は、あれは国土開発なんというところか、道路なんというところは知らないですよ、

知らない人と協議をしてもこれはしょうがないんだ、もともと佐藤内閣ができればこれは文句はないと思うけれども、その点ひとつ局長からよく宮澤君にそう言つて下さい。どうもめづるべきは答弁をしたりなんかして、事実金のことで熱心で外国に行くのはしよつちゅう行つていくけれども、国内のこのような政府の政策がまずいから、このように議員の中から議員立法して、こういう趣旨でいえば、ただ単に盲点を解決しようという立法がされるのです。これはあなた帰つたならば、宮澤長官にはつきり言つて下さい、もう少し熱意を持てと。もっとも、もう近々やめるかもしれないけれども、これは在任中はもつと熱意を持ってやらなければいかぬ。これは伝えていただきたいと思ひます。

○田上松衛君 大体大あらましに一応各号にわたつて検討しているわけですが、具体的にどういふうぐいに運んでいくのかという点の点も、おおよそわかつてきたわけですね。そこで、ただし整備計画の立案というものは、大体これを政令に委任しておるといふことなんです、この場合どこにお任せしてもらえたいのか知らないけれども、受けて立つ政府側でもよろしいし、あるいは提案者の側からでもいいですが、一体この指定しようとする対象、一から七まで書いてありますけれども、その中の二と七は、おおよそ明確だと思ひます。一、三、四、五、六に至つては、きわめてこれがよく然としてゐるわけですね。たとえば一の場合、「森林資源が豊富に存し」という文句を使つてあるわけですね。豊富と

いうのはどういふようなものさしでこれを量るのか。たとえば数量、石数なりトン数なり、あるいは金額にしてどのくらいというようなことをいふのか、こういうようなことはどの程度の目安だろうかという疑問を持たざるを得ない。あるいは三に至っては、農用地として使われるとのことですが、「相当規模の開拓適地その他の地域」これも非常に、相当規模とはどういうところをさしているのだろうか。四の場合の「地下資源が豊富に存し、」こ

さき申し上げました、指定しようとするめどというものは非常に不明確だが、一体これはどういふくあいに受け取ればいいか。どっちからでもいいですから、お答えいただきたい。

でも、「相当規模の開拓適地」というようなことばがござりますが、これも相当規模ということにつきましては、面積あたりで具体的にその大きさを数字で示したい、こういうつもりでございます。

いたしたい、現在の段階ではそういうふうと考えている次第でございます。

○田上松衛君 けっこうです。

○委員長(安田敏雄君) ちょっと速記をとめて。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

も豊富というのをうたておるのですが、五に至っては、将来の予想が書いてありますね。「水産物の集散地としての発展が予想される地域」、あるいは六に至っては、「観光適地」、こういうような問題があるのですが、これがいづれ非常に明確に申しておるのじゃないか。繰り返して申し上げますけれども、こういうようなことを計画の立案を政令にまかしておるのだけれども、およそのめどというものが何か出なければ、場所によっては百石の場合でも豊富だとするとある場所でも豊富でなければ豊富だと言えないだろうという場合もあると思うのです。しかも、私が心配いたしますことは、もちろんこのことは、指定に際しまして関係都道府県知事の意見を聞いてすることになりますけれども、あとになってくると、この計画が変更されるという場合については、ただ一片の通知によって押しつけられるだけだ。しかも、協力に至っては、これこれのことに協力しなければならぬということをしいられているという、この関係地方公共団体の立場をいろいろ突きまぜて考えてみますと、

また、三号のようなものにつきま

四号あたりになりますと、この地下資源につきましても、いろいろ考え方がござりますが、これらにつきましても、たとえば現在稼働中でありまして二つ以上の鉱山がその付近にある、しかも、それらが現在の交通条件としては非常に悪い、こういうところにしては、新たに何か、政令の指定としてこれは抽象的になるかもしれないが、掲げる必要があるかと思っております。

○委員長(安田敏雄君) 速記を始め

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○政府委員(尾之内由紀夫君) ただいまお話しした第二三項の各号についてでありまして、これはそれぞれ関係省がございまして、私も中心になりまして、関係省と協議してきめ、それに従って政令もつくる、こういうつもりでおりますが、関係省と協議する前に、私もといたしましては、これはなるべく具体的なものにしたい、たとえば一号でございすれば、森林資源であります、こういうのも森林面積、あるいは針葉樹、広葉樹の蓄積の度合い、こういうようなものをあげてみたい、実はこれらの数字につきましては、関係省と相談したいということでは、まだ申し上げる数字に至っておりませんが、そういうつもりであります。

それから二号は、これは指定されておりますので、地域としては明確でございしますが、ただこの地域を全部とるといたしますれば、東北におきましては、全地域の七〇%くらいがこれに該当するわけでございまして、他のところ

六号の観光適地につきましても、これは自然公園法に基づきますところの国立公園あるいは国定公園を擁する地域ということになろうかと思ひますが、ただそれだけでいいかどうかという点について、なお関係省と打ち合わせてみたいと思っております。

○委員長(安田敏雄君) 全会一致と認めます。よって本法案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(安田敏雄君) 速記を始め

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

○委員長(安田敏雄君) 速記を始めて、

るものであります。

第十五条の改正は、これに伴う規定の整理であります。

第十六条の改正は、第三条各号列記の事業の施行に伴い必要を生じた他の第三条各号列記の事業、たとえば、ダムをつくります場合に水没する市町村道のつけかえ等を関連事業として原因事業の施行者があわせて土地取得のための収用手続を進めることができる旨を明確にしたものであります。

第十七条第一項の改正は、関連事業をあわせ行なう場合の事業認定権者を明らかにしたものであります。

同条第三項の規定の追加は、建設大臣または都道府県知事は認定申請書を受け取つた日から三月以内事業の認定に関する処分をするようにつとめなければならないとする努力義務規定であります。

第十八条第二項の改正は、第十六条の関連事業の規定の改正に伴い事業認定の申請の際に添付する書類に、起業者が関連事業をあわせ行なうとするときは、関連事業の施行につき、その必要を生じたことを証する書類を加える旨を定めたものであります。

第十八条第三項の改正は、第二項の改正に伴う規定の整理を行ない、及び事業を施行する土地に土地を収用し得る他の事業の用に供している土地がある場合に、その土地の管理者の意見書及び事業の施行について関係行政機関の意見書または許可書を添付しなければならぬ場合に、これらを求めても三週間以内に得られないときには疎明書をもってかえることができることとし、事務処理の迅速化をはかるうとするものであります。この改正は、公

共用地の取得に関する特別措置法第四條第三項にありますが規定を一般収用法に取り入れたものであります。

第二十四条の改正は、事業認定申請書の縦覧を市町村長が二週間以内に行なわない場合には、起業者からの申請により都道府県知事がかわつて縦覧をすることができるようにするものであります。これも特別措置法第九条の規定を一般収用法に取り入れ、収用法適用対象事業全部に対して適用することにしたものであります。

第三十一条の改正は、現にあつてに付されているものについては、その事件があつてに付されてから三月月を経過しない場合は、土地細目の公告をすることができない旨を定めた第二項を削り、起業者はいつでも土地細目の公告の申請をすることができるようにし、手続の迅速化をはかるうとするものであります。

第三十五条及び第三十六条の改正は、それぞれ第十一條及び第六十一條の改正に伴う規定の整理であります。

第三十七条の二の規定の追加は、裁決申請書に添付することを要する土地調査及び物件調査の作成のために起業者が土地に立ち入るのを土地所有者等が正当な理由がないのに拒み、妨げたために立ち入ることができない場合に、他の方法で知り得る程度でこれらの調査を作成すれば足りるとするものであります。この規定もまた、特別措置法第十五條の規定を収用法に取り入れたものであります。

第三十八條の改正は、この規定の追加に伴う規定の整理であります。

第四十條のただし書きの追加は、起業者は、土地細目の公告後、土地所有

者及び関係人と土地等の取得について協議しなければならないことになっておりますが、協議をすることができないときまたは土地細目の公告前において協議を重ねており、その交渉経過から見て協議が成立する見込みがないことが明らかであると認められるときには、あらためて協議をすることを要しないものであることを明らかにしたものであります。

第四十一條の改正は、第四十條ただし書きに該当する場合には、起業者は直ちに収用委員会に裁決申請をすることができるようにするものであります。

第四十二條の改正は、追加された第三十七條の二の規定により起業者が土地調査及び物件調査を簡易な方法で作成した場合において、裁決申請書の記載事項も同様に簡略化することができることとしたものであります。

第四十四條の改正は、裁決申請書の縦覧を市町村長が行なわない場合には、事業認定申請書の縦覧の場合と同様に、都道府県知事がこれを代行することができるようになるものであります。この規定もまた、特別措置法第十八條の規定を一般収用法に取り入れるものであります。

第四十六條の改正は、収用委員会に裁決申請のありました事件につき、審理の促進をはかり、裁決が遅延することのないようにつとめなければならぬ旨の努力義務規定を加えるものであります。

第四十八條の改正は、収用委員会が損失の補償を受けるべき者の氏名及び住所を確定できない場合においては、裁決書にこれを記載することを要しないこととし、土地所有者または関係人が所在不明または土地所有権もしくはその他の権利について争いがあるためこれを確定することができない場合においても裁決することができるようになる旨を明確にしたものであります。

同条第五項は、土地に関する所有権以外の権利の存否について争いがある場合には、裁決の際に、一応その権利があるものとして補償金の額を算定して裁決し、別途訴訟等において権利がないということが確定した場合に、土地所有者が受けるべき補償金を定めて裁決しなければならないことを定めたものであります。

第五十二條第四項の改正は、収用委員会の委員及び予備委員は、地方公共団体の議会の議員または地方公共団体の長もしくは常勤の職員と兼ねることができないこととする兼職禁止の規定を置くものであります。

同条第七項の改正は、収用委員会の委員のうち政令で定める都道府県においては、政令で定めるところにより一部を常勤とすることができるようになるものであります。

第五十八條の改正は、収用委員会の事務を整理させるため、収用委員会に専任の職員を置くことができるものと、その任命方法を定め、事務量その他から見て必要でない場合において、従前どおり都道府県知事が指定する局部においてその事務を整理させることができるものとするものであります。

第六十條の改正は、第六十條の二の指名委員の規定の追加に伴い、指名委員が審理を行なう場合には、定足数の制限の規定を適用しないこととするものであります。

第六十條の二の規定の追加は、収用委員会が委員を指名して、裁決及び決定を除く審理または調査に関する事務の一部を行なわせることができるものとするものであります。

第六十一條の改正は、第五十二條第四項の兼職禁止規定の追加に伴う規定の整理を行なうものであります。

第六十四條及び第六十五條の改正は、第六十條の二の指名委員の規定の追加により、指名委員が審理または調査を行なう場合における審理指揮権及び調査権を定めたものであります。

第六十七條の改正は、二以上の都道府県が合同して審理を行なう場合においても、第六十條の二の指名委員の制度を適用することができるよう、審理についてその定足数の制限の撤廃をはかるうとするものであります。

第九十五條の改正は、第四十八條第五項の追加により、権利の存否不明の裁決をした場合における補償金の供託方法を定めたものであります。裁決において一応あるものとされた権利にかかる補償金を供託しなければならぬ旨を定めたものであります。

第九十七條の改正は、第九十五條の改正に伴う規定の整理であります。

第六六條の改正は、土地を収用された者またはその包括承継人が収用された土地を買い戻すための買い戻し権の行使の相手方を収用にかかる土地の現在の所有者に改め、起業者が収用にかかる土地の所有権を他に移動しても買い戻し権の行使ができるものである趣旨を明確にしたものであります。

第六七條の改正は、第六六條の改正に伴う規定の整理であります。

第百八条、第百十五条及び第百十六
条の改正は、いずれも第四十条ただし
書きの追加に伴う規定の整理でありま
す。

第百三十八条の改正は、第五条の改
正に伴う規定の整理であります。

次に、この法案の第二条は、公共用
地の取得に関する特別措置法の一部改
正であります。

まず第二条の改正は、特定公共事業
に該当する事業として各号に列挙する
ものを土地収用法第三条各号及び都市
計画法第六十一条の規定による都市
計画事業のみならず、他の法律によ
り土地を収用しもしくは使用すること
ができる都市計画事業に広げ、特定公
共事業に該当する事業を施行する起業
者が土地収用法第六十一条に規定する関
連事業をあわせて施行する場合におい
ては、これらの関連事業を特定公共事
業として施行することができるよう
するものであります。

また、同条に第八号を加えたのは、
土地収用法第三条各号の一に該当
する事業もしくは都市計画法その他の
法律の規定により土地を収用しもし
くは使用することができ都市計画事業
のうち、第一号から第七号までに掲げ
る事業と同程度に公共の利害に重大な
関係があり、かつ、その整備の緊急性
があるもので政令で定めるものを特定
公共事業に該当する事業とすることが
できるようにするものであります。

第四条の改正は、特定公共事業の施
行者が関連事業をあわせて施行しよう
とする場合においては、特定公共事業
申請書に添付する書類に、関連事業を
施行する必要があることを証する書
面を追加するものであります。

また、第四項は、特定公共事業の申
請があったときは、建設大臣はその認
定に関する処分を三カ月以内に行なう
ようにつとめなければならない旨の努
力義務規定を加えたものであります。

第七条の改正は、第二条の改正に伴
う規定の整理であります。

第九条、第十四条及び第十五条並び
に第十七条及び第十八条の改正は、こ
れらの規定をいづれも土地収用法に取
り入れ、一般の収用法適用対象事業に
ついても適用することとしたため削除
するものであります。

第二十條の改正は、特定公共事業の
起業者から収用委員会に対して緊急裁
決の申し立てがあったときは、収用委
員会は、二カ月以内に裁決をしなければ
ならない旨の義務規定を新たに加え
たものであります。

第二十七條の改正は、土地収用法第
九十五條の改正に伴う規定の整理であ
ります。

第三十八條の二から第三十八條の六
までの第四節の規定は、建設大臣が収
用委員会にかわって裁決を行なう場合
の要件、手続等を定めたものでありま
す。

まず、第三十八條の二の規定は、収
用委員会が、起業者から緊急裁決の申
し立てがあつてから二カ月以内に裁決
を行なわなければならない場合に、起業者が行政不
服審査法に基づく異議申し立てがあつ
たときは、異議申し立てのあつた日か
ら一カ月以内において裁決を行なう期
日を定めてこれを起業者に通知した場
合を除き、事件を建設大臣に送らなけ
ればならない旨を定め、それに伴う事
務処理規定を定めたものであります。

第三十八條の三の規定は、前条の規
定により送られた事件については、建
設大臣が公共用地審議会の議を経て裁
決を行なう旨を定めたものでありま
す。

第三十八條の四第一項及び第二項の
規定は、建設大臣が裁決を行なうため
の審理及び調査の一部を指名した職員
に行なわせることができる旨を定め、
この場合において土地収用法に規定す
る指名委員に関する規定を準用し、こ
れに伴う必要な技術的読みかえの規
定を置いたものであります。

同条第三項及び第四項の規定は、建
設大臣が行なう代行裁決の形式及びそ
の送達について定めたものでありま
す。

第三十八條の五の規定は、建設大臣
が代行裁決として緊急裁決をしたとき
は、補償裁決を収用委員会に行なわせ
るため、事件を再び収用委員会に送付
すべき旨を定め、あわせてこれに伴う
必要な手続を定めたものであります。

第三十八條の六の規定は、事件が収
用委員会から送られて建設大臣が代行
裁決を行なう場合及び建設大臣が緊急
裁決を行なつた事件について収用委員
会が補償裁決を行なう場合における両
者の事務手続の連絡を保つための必要
な事項を定め、あわせてこれに伴う必
要な技術的読みかえの規定を置いたも
のであります。

第三十九條の改正は、第二条及び第
四條等の改正に伴う規定の整理であ
ります。

第四十條の改正は、本法案第三條に
おきまして行なう都市計画法第二十條
の改正に伴う規定の整理であります。

第四十二條の改正は、建設大臣の行
なう代行裁決に対する異議申し立てま
たは訴えの提起について、いづれも土
地収用法の規定を準用することとし、
これに伴う必要な技術的読みかえの規
定を置いたものであります。

第四十八條の改正は、第三十八條の
第三項の規定が加えられたことによ
り、公共用地審議会の権限が拡張され
ることとなるため、これに伴う規定の
整理を行なうものであります。

最後に、この法案第三條は、都市計
画法の一部改正であります。

第二十條の改正であります。従来
都市計画事業にかかる土地等の収用ま
たは使用につきましても、収用または
使用の裁決を主務大臣が行ない、損失
の補償に関する事項は収用委員会が裁
決するという構成になっておりました
のを、第二十條を削ることによりまし
て、都市計画事業にかかる土地等の収
用または使用についても、収用法適用
事業と同様、すべて収用委員会が裁決
することとしたしました。

以上をもちまして、土地収用法等の
一部を改正する法律案の本則について
の逐条説明を終わり、次に、この改正
法案の施行期日、経過規定等について
定めた付則について御説明申し上げま
す。

附則の第一項は、この法律案の施行
期日を定めたものでありまして、公布
の日から施行することにしたしてあり
ます。

第二項は、本法律案による土地収用
法第五十二條第四項の兼職禁止規定
は、現在地方公共団体の議会の議員ま
たは地方公共団体の長もしくは常勤の
職員と兼ねている収用委員会の委員ま
たは予備委員については、その任期の
満了するまでの間は適用しない旨を規
定した経過規定であります。

第三項は、建設省設置法の一部改正
でありまして、これは、本法律案によ
る公共用地の取得に関する特別措置法
第四十八條の改正に伴い、公共用地審
議会の権限が拡大されたことに伴う規
定の整理であります。

第四項から第六項までは、首都圏市
街地開発区域整備法の一部改正、公共
施設の整備に關連する市街地の改造に
關する法律の一部改正及び新住宅市街
地開発法の一部改正であります。こ
れらはいずれも、本法律案による都市
計画法第二十條の改正に伴う規定の整
理であります。

第七項は、改正前の都市計画法第二
十條の規定により現在主務大臣に収用
または使用の裁定を申請している事件
については、本法律案による都市計
画法第二十條の改正にかかわらず、主務
大臣が収用または使用の裁定をすべき
旨を定めた経過規定であります。

第八項は、租税特別措置法の一部改
正であります。これは、本法律案に
よる公共用地の取得に関する特別措置
法第二條の改正に伴う規定の整理であ
ります。

以上、土地収用法等の一部を改正す
る法律案について、逐条的に御説明申
し上げた次第でございます。

○委員長(安田敏雄君) 以上説明は終
わりましたが、本件につきましては、
本日はこの程度にいたしてよろしゅう
ございませうか。

○委員長(安田敏雄君) 以上説明は終
わりましたが、本件につきましては、
本日はこの程度にいたしてよろしゅう
ございませうか。

○委員長(安田敏雄君) 以上説明は終
わりましたが、本件につきましては、
本日はこの程度にいたしてよろしゅう
ございませうか。

○委員長(安田敏雄君) 以上説明は終
わりましたが、本件につきましては、
本日はこの程度にいたしてよろしゅう
ございませうか。

午後三時三十三分散会

〔参照〕

派遣報告書

河川法案及び河川法施行法案に關して、福岡、熊本兩県において關係者から意見の陳述を聴取した。その意見の要旨及び質疑応答の主要な点は次の通りである。

派遣委員

- 委員長 北村 暢
- 委員 村上 春藏
- 委員 田中 一
- 委員 田上 松衛

◎政府関係の出席者

- 建設省河川局長 畑谷 正実
- 建設省河川局長 小久保欽哉
- 建設省九州地方建設局長 伊藤 道夫
- 通産省福岡通商産業局長 琴坂 重幸
- 農林省九州農政局長 日比野健児
- 農林省熊本営林局長 豊 久光

一 福岡市天神ビル

開発銀行會議室における陳述者の要旨及び質疑応答の要旨
五月二十九日(午後一時から四時過ぎまで)

◎意見陳述者氏名

- 福岡県知事 鶴崎 多一
- 福岡県土木部長 七田 茂
- 大分県河川課長 関 周三
- 北九州市建設局長 中田 一幸
- 大分県日田市市長 岩尾 精一
- 佐賀県鳥栖市長 海口 守三
- 筑後川改修期成同盟会代表 佐々木敏雄
- 小郡町長

床島堰土地改良理事 協田喜久藏

- 九州電力株式會社代表
- 八幡製鉄株式會社代表

一 意見の要旨

◎大分県(河川課長)

本法案は、建設省の当初案よりかなり修正を加えられており、原則的には賛成である。但し、法案の内容に若干不明の点がある。

(1) 法第四條第二項に規定する、建設大臣が一級河川の指定に係る政令の制定又は改廃の立案のため関係都道府県知事の意見をきかなければならないとしているが、その意見を徴する範囲及び限度について

(2) 法第二十五條の土石等の採取許可について、建設省令及び政令で定められる河川管理者の許可を受けなければならない限度について

(3) 河川の各管理事項について、政令、省令で定めることとしているので詳細は不明であるが、管理主体の別を除き、概ね現行法並びに政令規則にて決められていたもので適当と思われる。

(4) 河川保全区域については現行法令より制限及び禁止の事項が緩和されているが、当該区域の指定に当っては、私権制限を伴うから慎重を期すべきである。

(5) 河川に関する費用負担について、現行法に比較して、国の積極的補助がうかがえるが、二級河川に關し北九州市としては、緊急に整備を図る必要から国庫補助率の高率を要望する。

(6) 公共団体に対する流水占用料等の減免規定を要望する。

◎筑後川改修期成同盟會代表(小郡町長)

本法案については、原則的には賛成である。

(1) 現在支川又は支川等の小規模河川に災害が発生する傾向が強くなり、そのため災害復旧事業に要する財源も不足する状態である。

(2) 河川(道路)等の公共事業に對し、公共補償に隘路があるとすれば土地収用制度の徹底的な実施及び方法を講ずべきである。

◎大分県日田市市長

昭和二十八年発生災害によつて、筑後川直轄河川として災害復旧事業を施行したが、本河川が一級河川に指定されることを前提とし、本法案は原則的に賛成である。但し、不明の点がある。

(1) 一級河川の指定等について関係都道府県知事の意見をきかなければならないと規定しているが、地元市町村の意見も十分きくべきである。又水利権の調整に際して同様である。

(2) 河川保全区域は五〇米の区域を指定することができると規定しているが、私権制限を行なうこととなるので区域を指定するについては慎重を期すべきである。

◎床島堰土地改良区理事長

本法案の内容については具体的に精通していないが概ね賛成である。

国庫補助率の改訂は、現行法の補助率より高率であるので地元負担金の軽減は適切である。

◎八幡製鉄株式會社代表

概ね賛成である。

◎九州電力株式會社代表

現行の河川法は、いわゆる治水本位の法律であり、制定後今日まで根本的改正が行なわれていない。従つて、現在の社会経済情勢の進展は、用水需要の激増となり、同法が省令、通達等によつて補足運用されていることは河川の有効利用の見地から充分な措置ではなく、国家的見地からも損失であると思料される。故に本法案は、利水法規としての配慮もなされ整備改善されているので賛成である。その理由として、

(1) 一府県単位の治水、利水行政の区間主義を廃し、水系ごとの総合管理体制の整備については、利水事業の円滑な促進を図るものである。

(2) 電気事業者としては、水利使用上の障害となつていた関係河川使用者との損失補償につき、損失補償の協議不成立の場合の河川管理者への裁定申請の法定化及び流水の貯留又は取水の際の損失補償金の供託制度の採用等については、不当な補償要求等の弊害緩和と利水行政処分の円滑な運営という面から適切である。

(3) 運用上の問題として、政令による決定事項中

(i) 一級河川の認定

(ii) 一級河川で各都道府県知事への管理委託部分の指定

(iii) 法案第二十六條の許可を受けて設置するダム、堤防その他主要なものの構造についての河川管理上必要とされる技術的基準

(iv) 流水占用料の額、基準徴収に關する必要事項

等については、利水関係各省との調整により、公益事業たる電気事業者の立場を充分配慮せられること。

◎福岡県(知事)

(1) 渇水時における水利使用の調整(法案第五十三條について、河川管理者は、必要なあつせん又は調停を行なうことができる)こととしているが、公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、あつ

せん又は調停だけでは解決できないのではないか。従つて、行政裁定というような方法が必要であるのではないか。

(2) 河川改良工事等の場合(一般の公共事業を指向されていた。)土地の買収等の問題が極めて困難である。従つて、土地収用に對する損失補償基準等の徹底的確立が必要である。

(3) 河川台帳の調製は、促進すべきであるが、調製に當つては、困難が予想される。

(4) 河川を一級及び二級河川に区分し、それぞれ河川管理者が建設大臣及び都道府県知事となるが、一級河川については、例え指定区間を定め、都道府県知事に一部管理委任しても、かえつて管理が複雑化するのではなからうかという懸念があり、一級河川については、あくまで国の責任において積極的な管理の方向が必要である。

二 主なる質疑応答の要旨

(1) 慣行的な水利権の調整について、都道府県の方及びその調整方法等について

(答) 効率的な水利権という点から水利調整は必要であるが、現在慣行的な水利権の実態、内容が不明であるのみならず、灌漑用水としての必要水量に對する考え方が農民側と異なる。従つて使用水量を明確に把握すること、既得たる慣行的水利権の尊重という立前から、その調整に當つては、慎重な調査が必要であ

る。(福岡県土木部長)

(2) 建設省提出資料による水利権の許可権数が福岡県、大分県を比較して、大分県は極めて少ない。また九州電力KKの遊休水利権数等の実態について

(答) 大分県としては、公共事業等の実施に伴つて逐次大規模な水利権に整理統合しつつあり法定化している現状である。従つて見なし水利権の調査は、具体的には現在行なっていない。現在、県としては、新規事業に伴つて、当該既得の水利権の調整を図つてゆく立前である。(大分県河川課長)また、九州電力KKの遊休水利権は現在二ヶ所であり、特殊事情もあつて昭和三十七年に期限を延長している(九州電力株式会社代表)。

(3) 慣行的な水利権について、農業用水に對して現状把握の実態性、昭和三十三年の農林白書及び昭和三十八年三月行政管理局の農業水利に関する勧告に對して、行政機関の優先機関の考え方等について

(答) 灌漑用水の必要水量については、管理者(県)の調査と異なる場合があつたが井堰等の施設をした結果、当初は差を生じたが、二、三年後においてその必要水量については差を生じなくなり、かつ慣行的な水利使用量から順次必要量は減退しつつある。(大分県日田市市長。慣行的水利権の調整については現在指導し

ていない。しかし新規事業等により水利権が明確となつてきた場合においてはその調整については指導している(九州農政局長)。

(4) 河川の敷地には既存の民有地があり徴税措置について

(答) 河川の区域における敷地については、現在民有地が多く、しかも私権制限が行なわれてはいるが、これら民有地にあつては固定資産税として徴収している(大分県日田市市長)。災害が発生した場合に免租措置をとることもある(福岡県土木部長)

(5) 一、二級河川となる場合を想定し、現在河川に管理している職員で十分管理を執行することが可能かどうか等について

(答) 九州地方は現在適用河川が十八河川ある(建設局長)。河川管理に従事する職員は明確に区分し難いが総体的には、福岡県においては五十名(福岡県土木部長)大分県においては、河川、道路等兼従しているもので区分し難いが、河川監視員としては現在六名である(大分県河川課長。従つて、河川台帳調製等に對しては、国庫の助成措置を要望する(大分県河川課長)。

(6) その他の事項として

(i) 筑後川治水計画について

(ii) 慣行的な水利権の実態把握と調査について

(iii) 河川区域及び河川の区間等について

(iv) 廃川敷地の処分等について

(v) 遠賀川治水計画等について

二 熊本市肥後銀行会議室における陳述者の意見の要旨及び質疑応答の要旨

五月三十日(午後一時から四時過ぎまで)

◎意見陳述者氏名

熊本県知事 寺本 広作

佐賀県副知事 山田 滋

宮崎県土木部長 佐田 恩

鹿児島県土木部長 吉開 正史

球磨川改修期成同盟会代表 瀧田長一郎

球磨川改修期成同盟会代表 荒瀬 芳松

市町村代表 橋口 勝利

球磨川北岸土地改良区理事長 村上亀次郎

新日本窒素肥料株式会社水俣工場代表 十條製紙株式会社八代工場代表

を例外的とせず、原則として知事管理にすべきである。

(2) 河川改良工事等の国庫補助率は、昭和四十四年度までは、現行より、高率補助をとつてはいるが、昭和四十四年度以降も継続し、恒久的補助制とすべきである。

(3) 修繕費については、地方財政の窮乏の見地から、現行の地方交付税制度について改悪されぬよう現状の交付税制度を推進せられたい。

(4) 河川審議会制度の採用は、適切な措置であるが、その委員の構成については、回数とすべきである。

◎鹿児島県(土木部長)

本法案の通過により、従来の河川行政に改革が起り得るとするならばそれに対処して、十分な配慮を施すべきである。本法案については、慎重を期さなければならぬ問題は多いと考へられるが、特に支派川、慣行的水利権の調整についても将来に残る問題であるので河川行政運用の面から十分な調査等が必要である。

◎宮崎県(土木部長)

(1) 河川管理に關して、一級河川に於ける建設大臣の管理権は、大河川のみに限定し、その他は、都道府県知事の管理とすべきである。

(2) 河川改良工事等の国庫補助は、現行法より高率補助制の採用であり適切である。

(3) 廃川敷地の処分方法に關し、特に将来とも固有財産として存続すべき必要のある河川の廃川敷地以外は、当該都道府県に私下げるべきことを要望する。

◎熊本県(知事)

(1) 二府県以上に利害関係を有する河川は、概ね一級河川として認定されるものと考えられるが、一府県のみに関係を有する河川について一級河川に認定される場合、その管理権は府県知事に付与されるべきである。

(2) 最近の災害の発生傾向は、中小河川の災害が極めて多い、従つて二級河川及び準用河川に於ける改良工事等の国庫補助についても、できるだけ高率補助制とせられたい。

(3) ダムの建設について、建設費に対しては、受益者負担制度はとられているが、当該ダム管理費についても設置者の負担とすることなく、受益負担の制度を採用すべきであり、将来検討せられたい。

◎球磨川改修期成同盟会代表(人吉市長)

(1) 本法案の国の補助率は昭和四十四年度までの暫定措置であるが、当該補助率を恒久化すべきである。

(2) 水利権の調整について、特に産業、住民の生活に至大の関係を有するものであるから、関係都道府県知事の意見をきくとともに、当該意見については、充分尊重すべきである。

(3) 熊本県には二府県にわたる大河川はないが、現在緑川、白川、球磨川が適用河川となつてゐる。例え一府県内を貫流してゐる河川であつても利害関係が

大なる河川であれば一級河川に認定すべきである。従つて、球磨川の改修については、特に促進せられたい。

◎緑川改修期成同盟会代表(甲佐町長)

(1) 緑川の現況は、砂利採取が大規模、かつ無計画に行なわれ、堤防、護岸の保全は考えられず、堰堤、橋梁は倒潰又は倒潰寸前であり、関係水路、水田は漏水甚だしく、河川管理者の責任を追求される段階にある。従つて、法改正によつて強力な管理をする必要があるという意味から本法案に賛成である。

(2) 河川管理について、砂利採取を取締ることができるようになるが、管理の不十分から関係住民の受ける損害即ち橋、堰堤等の災害復旧的用水路、水田の防水防止及びこれに伴う損害の補償等は、河川管理者が負担するようにせられたい。

(3) 水利権の明確化について、現行の河川法では水利権は明確でなく、水利使用者の意見を充分尊重し、特に大規模なダム工事等による新規水利権についても、新旧水利権の関係を明確にし、第三者機関による公正な立場から解決を図られたい。

◎市町村長代表(相良村長)

(1) 球磨川の改修工事は、昭和二十三年以来着手せられ、現在に至つてゐるが、この間の改修状況は遅々として進まず、一向促

進されていない現状である。従つて、降雨期ともなれば、洪水、水害という憂慮すべき事態となる。

かかる現状にかんがみ本河川は一級河川に認定し、高率補助によつて促進せられたい。現在の改修工事の程度では、極めて長期間を要することとなる。

(2) 河川審議会の委員の構成については、治水及び利水の関係者いづれにも偏しないよう充分考慮せられたい。

◎球磨川北岸土地改良区理事長

本法案については概ね賛成である。

(1) 河川審議会において、水利権の調整について図る必要から地元及び現地の実情について十分知悉する者を審議会の委員に選定すべきである。

(2) 政令及び省令等に委ねている手続に関する規定が極めて多いのであるが、その手続については明確にする必要があり、地元関係者に充分把握できるように定められるべきである。

◎新日本窒素肥料株式会社水俣工場代表

本法案の内容について、特別に陳述する点はないが、特に一級河川について、建設大臣が管理する場合に、許、認可等の手続関係が現行の場合よりも煩瑣となり、時間的な面から遅れるという事態とならぬか。

従つて、地元関係に密接なる問題に關したものであるが、処理能力をはかるためには当該都道府県に手

続事務に關し委任せられるべきである。

◎十條製紙株式会社八代工場代表

熊本県下の主なる会社と本法案について検討したが、原則的には賛成である。

(1) 河川を一級及び二級河川に区分し、河川管理体系を明確にしたことは、極めて適切である。

しかし一級河川について国(建設大臣)の事務となつた場合に、当該事務手続の面において、現在よりも日数等を経る結果とならないか。従つて手続に關する事務は、地元関係者と密接に連行すべきであるから地元(都道府県と推則)一部事務委任せられるべきである。

(2) 現在、二級河川に指定される河川以外の如き小河川における災害が極めて多い(例を水俣川)、従つて、これらの小河川についても国庫負担による改修工事を施行せられたい。

(3) 水利使用料について、現在、種々の点から要因はあろうが、発電用水と工業用水との使用料に差異が生じているが、差異のないように検討せられたい。

(4) 既得の水利権については充分尊重せられたい。

(5) 現在は、河川の区域に關して、不明確な点がある。例えば河川となるべき土地が私有地として存在し、権利が生じている。従つて、河川区域については、権利等について明確にする必要がある。

二 主なる質疑応答の要旨

(1) 河川管理者は河川の台帳に關し調製義務が課せられており、その調製方法及び見なし水利権等の届出義務に対する考え方等について

(答) 現在においても河川台帳の調製は行なつてゐるが、全面的な台帳の調製は困難であり、予算面から進行してゐないが、改修工事等の事業を通じて順次調製を図つてゆく方向にある(宮崎県土木部長)。

見なし水利権、慣行的な水利権に対して、届出義務を生じた場合には、その準備体制を整えるべき逐次進めてゆく必要がある(佐賀県副知事)。又市町村管理に属する場合に於つては、現在の職員で十分執行可能であるが、調査、改良等について具体的となると財政的な面から遂行は極めて困難となる(相良村長)。

(2) 一府県を貫流する河川について、都道府県知事の管理とするならば二級河川に認定することとなるが、球磨川は一級河川に認定せよという要望もあるが、地元と密接な関係を有する問題としての考え方について

(答) 球磨川を一級河川に認定せよという要望については、地元関係者としての要望であると考えられる。しかし球磨川は、支川川辺川に多目的ダムの建設計画があり、下流域の八代市等に於ける工業開発としての計画もある。従つて一級河川に認定は、地元として

は当然であるが、若し可能であるとするならば、治水関係に關しての河川管理は、国が責任を持つて措置し、利水関係に關する管理面については、県の責任に期し、地元利害を緊密とした行政の積極的行政に委すべきである(熊本県知事)。

(3) 砂利採取のため、農業水利に侵害している現状について、緑川には、土地改良として、七件の既得水利権が存するが砂利の乱掘採取等により、井堰、合口等既得権の侵害となつてゐる状態であり、砂利の乱掘、採取に対し、河川管理の強化、徹底を期すべきである(甲佐町長)。砂利の需要は近時急激に増加し、各河川において採取しているが、放任していると種々の問題が発生している。斯る現状に対処して砂利採取については、積極的な規制の必要がある(熊本県知事)。

(4) 本法案における河川の水質汚濁に關して規定しているが、現状の汚濁防止の方法について(答) 工場からの排水処理については、浄化槽による排水処理を行なつており河川に放出することなく、直接海に放水している(新日本窒素肥料株式会社水俣工場代表)。又、汚濁防止の方法として、漁業関係者に侵害あるとして、損害補償という面のふくみもあつて、交付金という形で交付している(十條製紙K

K八代工場代表)

(5) 熊本県は、灌漑用水に關する許可水利権が建設省提出資料においては九件しかない。具体的に水利及び土地改良組合等の数及びその調整等について(答) 球磨川水系に於いても現在明確なものが七件ある。

(甲佐町長)。熊本県には、水利組合等は約四〇〇程度あると推定する。しかし、そのうちには、慣行的な水利権も含まれており、調整された後の許可水利権ではなからうか(熊本県知事)。

(6) その他の項目として

(i) 球磨川の治水計画及び水利計画に關して

(ii) 筑後川下笠、松原ダムの現状と経緯について

(iii) 河川管理から、砂防、治山事業の必要性について

(iv) 多目的ダム建設に伴ないダム設置者に対する維持管理費の負担制度について

(v) 受益者の負担制について

(vi) 河川敷地に於ける民有地に対する課税等について

(7) 政府委員に対する主要なもの

(i) 渇水時における水利使用の調整について、水利紛争の打開に對する自前の方法は、河川管理者のあつせん又は調停が勿論必要であるが、重大な支障のおそれがある場合等については、行政裁定までの必要性。本法案には水防に關する規定が除かれている点等について

(答) 水利紛争の解決の方法として、行政裁定という方法も考えられるところであるが、原則的に、許可をうけた権利者が相互協議から協議に基づいて行なうことが妥当であり、必要なことである。現実に昭和三十三年には利根川において渇水放流の処置が行なわれたが、河川管理者のあつせん又は調停という方法で解決されている。

また、水防に關する規定は、本法案には直接規定はしていないが、水防法の規定するところにより市町村等の水防管理団体が、その任に留ることとなる(建設省河川局長)。

(2) 罰則規定について

(答) 刑法の体系から採用し規定したもので、法人、個人という存在を区分して規定したのではない。従つて、法案第一〇二条の規定は事実行為に對する罰則規定であり、第一〇五条の規定は、遵守規定であつて事前防止に對する措置としての規定である(建設省河川局長、同水政課長)。